



令和元年 第3回
占冠村議会定例会会議録



自 令和元年 6月18日
至 令和元年 6月19日

占冠村議会

令和元年第3回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月18日（火曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		議長諸般報告
		◎村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第11	承認第8号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第12	承認第9号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第13	承認第10号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第14	承認第11号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第15	議案第1号	財産の無償貸付について
日程第16	議案第2号	北海道市町村退職手当組合理約の変更について
日程第17	議案第3号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第18	議案第4号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第19	議案第5号	占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて
日程第20	議案第6号	占冠村森林環境譲与税基本条例を制定することについて
日程第21	議案第7号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第22	議案第8号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第23	議案第9号	占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第24	議案第10号	令和元年度占冠村一般会計補正予算（第1号）

日程第 25 議案第 11 号 令和元年度 村立診療所特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 26 議案第 12 号 令和元年度 占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○出席議員（8名）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	山本敬介君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君		7番	児玉真澄君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	地域振興対策室長	藤田尚樹
農林課長	平岡卓	林業振興室長	根本治
建設課長	小林昌弘	住民課長	小尾雅彦
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	阿部貴裕	職員厚生担当主幹	森田梅代
財務担当主幹	鈴木智宏	企画担当係長	佐々木智猛
商工観光担当係長	橘佳則	農業担当係長	杉岡裕二
林業振興室主幹	高桑浩	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	後藤義和	戸籍担当係長	竹内清孝
国保医療担当主幹	上島早苗	保健予防担当主幹	岡本叔子
村立診療所主幹	小瀬敏広	社会福祉担当主幹	野原大樹
介護担当主幹	細川明美	子育て支援室主幹	石坂勝美

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	合田幸
学校教育担当主幹	松永真里	社会教育担当主幹	蠣崎純一

（農業委員会）

事務局長 平岡卓

（選挙管理委員会）

書記長 多田淳史

（監査委員）

監査委員	木村英記	監査委員	児玉真澄
事務局長	岡崎至可		

○出席事務局職員

事務局 長 岡崎 至可 主

事 久保 璃華

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから令和元年第3回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山本敬介君。

○議会運営委員長（山本敬介君） 6月10日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日18日から19日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、1番、大谷元江君、2番、藤岡幸次君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの2

日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月19日までの2日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いします。1、今期定例会に付議された案件は承認第1号から議案第12号までの23件です。

議員提案による案件は決議案第2号から意見書案第5号の6件です。

審議資料の2ページをお願いいたします。説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

令和元年第2回臨時会以降の議員の動向は、5月15日正副議長就任挨拶から記載のとおりです。

審議資料の6ページから7ページは、平成30年度平成31年4月分の例月出納検査結果です。審議資料の8ページから9ページは、令和元年度平成31年4月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため、発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○**村長（田中正治君）** 議長のお許しをいただきましたので行政報告をさせていただきます。審議資料の4ページをお願いいたします。まず、報告事項でございますが、配布しました報告用紙をご覧くださいと思います。

報告事項、(1)根室本線対策協議会の協議状況についてご報告をさせていただきます。6月4日、富良野市で行われた第1回アクションプラン実行委員会と令和元年度根室本線対策協議会の総会に出席いたしました。

今回新たに設置された根室本線アクションプラン実行委員会は、根室本線（滝川市～新得町）沿線市町村長、上川・空知・十勝総合振興局長及びJR北海道により構成され、根室本線を維持・活性化するために策定したアクションプランをJR北海道と地域が一体となって取り組むために設けられたものでございます。

具体的な取組につきましては、作成されたアクションプランに基づき、各市町村の企画担当課長等で組織する幹事会で協議しながら取り進めていく予定となっております。なお、北海道が2億円を拠出し、維持困難路線となっている関係市町村の駅所在市町村が、このうち3割を一定の算定方法に基づき北海道へ納付することで調整が進んでいます。

その後行われた総会では、国土交通省からの監督命令に基づきJRが作成する2019年から2年間の事業計画を遂行するにあたり、JR北海道の極めて厳しい経営状況に対する緊急的かつ臨時的な支援について情報提供がなされました。

支援の具体的な内容は、JRが路線存続をめざす滝川から富良野間の各沿線市が合計550万円を支援するというものであり、現在不通となっている南富良野町と新得町及び根室本線の停車駅がない本村における財政負担はございませんでした。

根室本線は、全線がつながっていることで、

その機能を果たせるものと考えており、通院・通学など住民の足としての役割のほか、災害時の代替ルート、物流、そして富良野、トマム、十勝を結ぶ広域観光ルートの形成などにおいて重要な役割を果たすものであることから、今後も滝川から富良野間のみならず、滝川から新得間全ての維持存続に向け、関係市町村・関係機関と連携を図りながら努力してまいります。

次に2の主な用務でございますけれども、5月12日以降記載のとおりでございます。審議資料5ページ、3の入札でございますけれども、記載のとおり、5件の入札の執行をしております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○**議長（相川繁治君）** これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○**議長（相川繁治君）** 日程第3、一般質問を行います。

○**3番（五十嵐正雄君）** 議長、3番。

○**議長（相川繁治君）** 3番、五十嵐正雄君。

○**3番（五十嵐正雄君）** 議長の許しを得ましたので、一般質問をいたします。まず、村有林の林産物の管理の問題についてであります。今までは、村として村有林の間伐事業の実施を主体に、この間、実施されてきましたけれども、昨年村では、新たな森林施業を取り入れて森づくりを推進してまいりました。この施業で伐採される立木は、択伐方式により実施されるものであります。伐採された立木が間違いのないかを確認するため、根極印を打つことが求められております。

また、新たな事業体の参入もあると聞いております。誤伐や盗伐等の事故を防ぐために、「占冠村有林野産物極印条例」により管理体制の強化が求められております。まずこのへんについて村長の考えをお伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。占冠村有林野産物極印条例においては、適正な村有林管理のために必要な事項として、村有林野産物に使用する極印の種別、村有林材処分の際に使用する具体的な使用方法、一般的な立木以外、倒木・誤伐等への使用方法、伐採後の伐根検査・跡地検査への使用方法、これらを適切に実施するための極印の管理及び授受簿の備え付け等、取扱いについて規定をしているものです。これまで、村有林の森林施業は、職員の実行により立木調査等を実施し、伐採から販売に至る業務については、森林組合や村内事業体へ委託のうえ実施しており、職員による直営実行が作業の大部分を占めていることなどから、実質的に誤伐等の恐れが少ない傾向にあったと考えています。

一方、昨年度試験的に実施した天然林施業では、立木調査から販売に至る重要なプロセスの大部分において、村外の林業関係者による森林施業が実施されました。このような状況を踏まえ、今後の村有林管理においては、誤伐・盗伐などの防止はもとより、重要な村民財産である村有林の適正な管理に向けた対策が一層求められるものと認識しているところでございます。今後の村有林管理においては、今一度、占冠村有林野産物極印条例を踏まえ、適切な極印管理に向けて極印授受簿の適正な整理を図るとともに、実行段階における措置として、立木等の調査方法における極印の使用法や、極印自体の保管等に関する職員意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 今、村長から答弁ありましたように、この規定に基づいて今後はきちんと管理していくということでありませう。

一つ気になっているのは、当然、造材をすれ

ば択伐地ですから、支障木等が事前に分かる、または実際に実行した結果、造材等による集材または伐倒によって、新たな支障木等も発生されることが想定されるわけですね。それらについても、きちんと極印を打って調査をして、代金をいただくものはいただくということをしちんとやっていかなければ、後で村民が造材箇所を見たときに、これは売った木なのか売ってないのか、そういったものが分からないということになれば、いろいろな問題が発生するわけですね。そのへんについても、この規定に基づいて、きちんとした調査がされていかなければならぬと考えております。そのへんについて、当然きちんとやっていくということであろうと思ひますが、村長の考え方を伺ひます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 支障木処理についてのご質問でございますけれども、事業実施にあたって調査木以外の支障木等の発生というのは必ずあるかと聞いております。そうした場合、必ず職員立ち合ひで調査、あるいは伐採後の調査、跡地検査、料金も含めて、議員がご指摘のように村民の財産をきちんと守るという立場でそういった支障木の処理についても実行してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 新たな事業で進めていくということですから、いろいろな問題が想定されると思ひますが、いずれにしても林産物の調査規定に基づいて、村のほうでもきちんと取り組んでいくということでありませう。

併せて気になっているのは、この新たな施業の中で、択伐方式として被害木等についても積極的に伐採をして、そこに日を当てて新たな更新等の発生等を求めてやっていくと。これらについては、それはそれで大変良いことだと思ひ

ていますけれども、気になるのは、被害木は一律に伐採するというのではなくて、当然、穴の開いた木の中にはエゾモモンガとか、それからクマガラ等の営巣等が確認されれば、たとえ被害木であっても伐採するというわけにはいかないわけでありまして。ですから、そのへんについても十分配慮された形の中で、極印が打ってあるからなんでも切ればいいというわけではないので、そのへんについては当然、この事業を実行するにあたって配慮がされていると思っておりますけれども、そのへんについて再度確認しておきたいと思っております。村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 天然林の伐採が今後増えてくるという中であって、議員がご心配の自然動植物に対する配慮という部分では、職員の調査時に分かった場合にはそういった配慮をします。併せて事業者に対してもそういった箇所を発見した場合については、保護するという配慮をするように私からも職員を通して伝えてまいりたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） この新たな事業については、雇用を含めて、また、新たな事業体等を育成していくということで、うちの村の大きな、これからの林業発展に向けて重要な取組みだと理解しております。今指摘してきたことも含めて、ぜひ、この事業が多くの村民の人たちに理解を得られるようなことで、より進めていただくことを強く求めておきたいと思っております。

次に、2点目の問題です。占冠地区の集落対策の取組みです。既にトマム等でも十分取組まれて、少しずつ成果が出てきているところですが、心配しているのが占冠地区の集落対策の問題であります。広報等でも流れているように、6月

3日から7月31日にかけて各地区3件程度、合計20件程度の聞き取り調査が職員を中心にして行われるということでありまして。住民の声を何件か聞いて、それで新たな対策、点検をやっていくと言われておりますけれども、当然、これについても占冠地区で実施されていることではありますが、聞き取り調査のみで実行性のある方向が生まれてくるのか、その方針は確立されるのか大変心配しているところです。

やることそのものは否定するものではありませんけれども、やる職員も実は大変な任務を負わされている形になります。2件や3件をどういう人のところに行くのか、よく喋る人の家に行けば、いろいろな意見を聞けますけれども、ものを言わない思いのある人の声を聞くということは大変難しいことで、はたして実行性のある方向性が出るのか、大変心配しているところです。商店問題・商業問題・買い物対策等の具体的な取組みが、今必要だと占冠地区の集落対策は思っているわけですが、そのへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠地区の集落対策の取組みについてのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、今回の集落対策方針の再点検にあたって行うヒアリングは、住民の皆様から真に必要な政策が何かを聞き取るのが主たる目的でございます。ご指摘の占冠地区については、地域住民からの聞き取りのみならず、商店や事業者からの聞き取り調査も行うということで現在考えておまして、買い物対策や地元事業者支援対策のヒントを得たいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 確かに今回の取組みについても、必要なことだとは思っているわけですが、こういった取組みが集落対策の

方針を作ったときにも、それぞれ地域に入って、何人かの住民の皆さんが集まってきて、その意見を聞いて集落方針を立ててこの間取り組んで、中間年にあたるということで、再度、地区の2、3件くらいの、多少増減はありますけれども、その家庭に入って住民の声を、直接生の声を聞いて集落対策の方針施策の点検を図って、方針を立てていくという話であります。

確かにそういった取り組みは必要だとは思いますが、なかなか成果として出てきていないと、こういう形です。当然10年経てば、10年新たな年を取るということで、その集落はますます高齢化が進行してくるという形であります。「座して死を待つより打って出よ」という言葉があります。つまり、やはり具体的に思いきった施策を打つことによって刺激を与えて、集落対策を地区の中で進行していくことも必要だと考えています。

住民の声を聞いてやることも必要ですが、なかなかそういった具体的な成果が表れてこない状況の中、でもう一方では高齢化が進んでいく。そういったことがうちの村は進行している。特に、占冠地区については進行しているわけですが。店についても、インターチェンジ、サービスエリアで商売をしていくことによって生活は成り立っているけれども、商店としては売れないからなかなか生鮮食料品も仕入れることが大変厳しいと、そういう状況の中で、はっきり言ってしまえば、疲弊しているような状況にきて、店すら存続できないということも今、生まれてきているわけです。

そういった意味では、やっぱり思いきった施策を打たなかったら、ただ単に住民の声を聞いていくだけでは厳しいなと思っているわけで、先ほど言ったような言葉を出したわけです。そのへんについて今回、調査をしているわけですから、当然それをやる担当職員は、かなり決意

をしてそういった調査が進められるということも期待していますけれども、ぜひ、具体的な方針が作られて住民が納得して、「よし、こういう地域を作っていこう」という村も含めたものが出てくることを期待しているところですが、再度そのへんについて村長の考え方を伺って終わっていきたくと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 方針の策定も必要ですが、具体的な取り組みも急がれているんだというご質問かと思えます。トマム地区の例を挙げますと、トマムの地域カフェ、トマムスタンドもこの集落対策方針の議論の中から生まれてきたものでございます。占冠地区においても、住民の皆様との真摯な協議の中で、特に早急に取り組むべき課題として合意に至ったものについては、行政と住民が一体となって、早急に課題解決に向けて取り組んでいきたいという心構えでございます。

占冠地域には企業者が数件いらっしゃいますし、エゾシカの「森のかりうど」、あるいは、木工の「しもかぶ工房」、それからデザイン等を取り上げている「日月社」や、地域カフェの一部を担っています「みちくさ」だとか、こういったいろいろな芽はあろうかと思えますので、議員がご心配の商店を含めて、トマムの二の舞とか、同じ状況にならないような取り組みを、ぜひ村としても進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

○6番（小林 潤君） 議長、6番。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。私からは、村道双珠別線等の補修についてでございます。

まず1つ目でございます。村道双珠別線の起点、これは双民館前にあたります、そこから

0.5kmと3.1km付近に、中央白線沿いに凍結による陥没、亀裂が生じています。この場所は過去にも補修した形跡が残っております。凍結による影響の出やすい箇所と思われますが、このまま放置すれば陥没、亀裂が拡大し、車の安全走行に支障をきたす恐れがあります。この箇所の補修をする予定があるのか伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。村道双珠別線の補修についてでございます。議員がご指摘の場所につきましては、今年度の予算で執行する修繕予定箇所になっております。しかしながら、道路中央部だけではなく側溝側も舗装面に亀裂が生じていますので、修繕の範囲を検討し、今年度対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいま修繕箇所の関係で、村長のほうから私が指摘した場所の陥没以外にも側溝部分にも補修する箇所があり、今年度の修繕費の中で補修していつてもらえるという答弁でしたので、納得いたしました。

続きまして、中央地区、道道沿いの診療所の案内看板を設置している付近に、村の下水道のマンホールが設置されております。マンホールは道道の歩道に設置されており、凍結により周りのインターロッキングブロックに不均一な隆起が見られます。ここは勾配もついており、歩行に支障をきたす恐れがあります。危険防止のため、早急に道に確認し、その対応を村長はどう考えるのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 道道沿いの歩道における危険箇所ということで、修繕についてご質問がございました。6月11日に建設課で現地を確認させていただき、旭川建設管理部富良野出張所に状況説明を行い、現況写真も合わせて送付

いたしました。北海道からは6月28日に修繕を行う予定との回答がありますので、修繕完了までもう少々時間をいただきたいと思っております。

修繕完了までの対応として段差を解消するため、ブロック等を撤去し、砂を入れたり、整地を行い、歩行に支障がないような対応も検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいまの村長の答弁により、今、私が指摘した箇所を早速写真に撮って道に報告し、道からは6月28日に補修するというような回答を得られたという確認がされましたので、私からは質問を終わりたいと思っております。

○1番（大谷元江君） 議長、1番。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので、何点か質問させていただきます。質問の1でございます。災害時における企業協定について伺いいたします。

昨今、異常気象により自然災害が全国的に多発しております。北海道でも、昨年の胆振東部地震が最も大きな災害でしたけども、それによってブラックアウトになるなど予想外の事態が発生しております。占冠においても2年前になりますか、トマム地区が災害にあいました。その時の災害においても、いろいろなことが発生していると思っております。災害時における企業協定というものが、前村長の時に結ばれているとお聞きしております。その企業協定はどのような内容の協定を結ばれているのか、また、新聞等で把握しておりますけれども、どの企業と協定を結んでいるのか伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。まず、災害時における企業協定についての件でございますけれども、災害

時における企業、民間団体との応援協定については、本年6月の時点で北海道電力、建設業協会など12団体と締結をしております。その内容につきましても、締結団体の所掌分野に応じて、ライフライン復旧、物資供給、避難収容など多岐に渡っています。直近では、ヤフー株式会社との間で災害時の情報通信に関する協定を締結したところですが、近年のスマートフォンなどの情報伝達ツールの進展、普及により災害時における情報の発信、提供に関する事項は必要不可欠となってきております。

民間企業は専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、さまざまな企業と協定を締結することは本村の復旧活動の遂行に必要と考えられますので、今後においても締結に向けた取組みを継続してまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） いろいろなところと協定を結んでいるということですが、住民にどのような協定を結んでいるのか、住民に直結する部分の公表が必要かと思うんですけれども、例えばセブンイレブンとも協定を結んでいると伺っておりますが、それはどのように住民に波及、影響するのかなということも公表していただきたいと考えております。

また、占冠村内の中での企業もいろいろあると思いますけれども、そこでの企業協定は結ばれているのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、最初の住民周知の件で、災害協定に基づく支援の内容でございますけれども、災害時における現状においての支援要請を協定先にするものでございますので、多岐に渡っているということもあわせて、改めてその住民周知をしているという状況にはなっておりません。

次に、村内における協定でございますが、建

設業協会、あるいは災害時における燃料供給のために、まだ協定を締結しておりませんが、ガソリンスタンドは3か所ありますので、これらの提供。村内でいけばもう1件ありました。占冠郵便局との災害時の相互協力関係ということで具体的に結んでおります。民間の中で、直接村内に関係しているのが占冠郵便局、それからネクスコ東日本帯広管理事務所、高速道路の関係ですね。それから占冠建設業協会という状況になっております。

このほか、観光庁自治体関係の協定も9団体ございまして、北海道、それから北海道市長会、北海道町村会、あるいは隣町の日高町だとか、上川管内では全町村が広域防災に関する協定ということで上川の絆19といった協定もできてございまして、協力関係を築いてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 村内企業もいろいろと結ばれているということでございますが、トマム災害の時に断水によってお風呂に入れられないという事態が発生してございまして、その時に自衛隊も協力という形で入っておられたんですけれども、湯の沢温泉にお風呂に入りに来られた方がトマム地区の住民でいらしたんですね。その時に同じ地元なのに災害があったということが知らされてなくて、役場の職員の方が自衛隊の方には協力していただいているということで、お風呂普通に無料で入れていただけないかという要請がありましたけれども、住民に対しての援助がなかったように思うんですね。災害が起こった時に、村内の事業所にそういう要請があれば、もっと住民に援助ができるのではないかと考えるのですが、そのへんの考えを村長に伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員がおっしゃってい

るのは28年の大雨災害の時だと思えます。確認しなければ正確ではありませんけれども、聞いている話としては、入ってもらって後で村がその料金を支払っているということで整理をさせてもらっているようなんですけれども、一部どういった方がどうされているというのは詳細に調査していませんので、基本的には湯の沢温泉に入ってもらって、その料金については村が支払うということで整理はしていたということでございます。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 後で整理はされているということのようなんですけれども、その前に協定が結ばれていれば、受ける側としてはすんなり事が進むのではないかと思うのですが、そういう考えはないのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 公の施設については、当然、村としてそういった災害時における利用、使用については支援するものだと考えておりますし、そういうふうにしていきたいと思っております。公の施設として指定管理をしているわけですから、そういった対応は協定というよりも、当然やるべき姿かなと理解をしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 村側としての指令の体制は分かるのですが、それをどのように住民に周知していただけるのかということです。温泉だけではないと思うのですが、分からないで行ってお金を払いました、後からもらいました、それは良いのかもしれませんが、そういうときにはこういう支援がありますよと住民に周知されるのが普通かなと思うんですが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害における事案とい

うのは、さまざまな事案があって、それぞれのケースが想定されます。それらをすべて事前にごうしていただき、ということについては、なかなか難しいんだろうなど。当然、被災されたときにはそういったものをきちんと住民にお知らせをするという体制は村として取りたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） ではそのように対応していただきたいと思えます。

では質問2に移らせていただきます。ファミリーサポートの中の「チャイルドシート」についてお伺いいたします。平成29年度において、私が議員になったときに質問させていただいて、29年度において購入されております。チャイルドシートというものが一度広報等に載りまして村民には周知されていますが、その後の貸出等の経過についてお伺いしたいと思います。貸出と利用状況について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） チャイルドシートの貸出と利用状況についてのご質問でございます。平成29年度の貸出については、3名で5回、平成30年度の貸出については、2名で2回でございます。また、1回あたりの利用日数は平均しますと、6.57日となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 利用されているということが分かりました。これは1台だけの購入に留まっているということだと思うのですが、増やす気持ちはないのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 貸出台数のご質問かと思えますけれども、広報しむかっぷの平成29年7月号、それから平成30年4月号においてチャイルドシート貸出事業の周知を行ってまいりましたけれども、過去2年間の貸出実績を見ても、

先ほど答弁したとおりの件数で、多くないことから追加購入につきましては現在予定をしておりません。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 追加購入しないという、人口も少ないですし、道内に住んでらっしゃる家族が多いということで、利用するというのも少ないのかなと理解はいたします。お子さんがいる家庭には不要になったチャイルドシートがあるかなと思うんですが、そういうものを譲渡募集ということはしないのかも、重ねてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 不要のチャイルドシートの譲渡でございますけれども、これまでの利用者数からみても既存のもので事業を実施しておりますから、譲渡募集については現在予定をしておりません。

チャイルドシートの標準使用期間が5年あるいは8年、10年と分かれているようでございますけれども、占冠で使用しているのが現在8年のものということで、こういったことを考えますと、古いものについては使用すると危険だということもありますので、現在のところは考えていないということでございます。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 利用状況等をお知らせいただきましたので、今後とも、年に1度ではなく、2度、3度と利用していただけるような周知をしていただきたいと思います。お子さんがいるということは、賑やかになるということですので、なるべくもっと多くの人に貸出が可能な周知方法をとっていただきたいと思います。この答弁をいただいて終わりにさせていただきます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員が言われるとおり、

十分村民の皆さんにお知らせをする中で、利用できるような状況を作ってまいりたいと考えております。以上です。

○7番（児玉眞澄君） 議長、7番。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは、一般質問をさせていただきますが、観光振興の推進という観点からいくつか質問をさせていただきます。

まず、観光振興には当然、基盤整備というものが必要で、そのためには投資が必要になってきます。この財源ともなり得る宿泊税の導入につきましてお伺いをいたします。ご承知のとおり、道内におきましては既に倶知安町が今年11月には定率制2%ということで徴収を開始する。富良野市も2021年度と申されておりますので、来年、再来年の導入を目指す旨と発表されております。さらには、札幌市をはじめ、道内の有名観光地の自治体や、この管内におきましても、美瑛町においても導入を検討すると報道されております。

ただ、この宿泊税には課題もあります。二重課税、また目的税ということでその用途の明確さ等々もあります。いろいろな問題が提起されているのも事実でありますけれども、私はこの財政運営の厳しい中、自主財源に乏しい地方自治体にとっては、新たな財源の確保といった点からも、有効な手段ではないかと考えておりますが、その導入について村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 児玉議員のご質問にお答えをいたします。宿泊税導入についてご質問でございます。宿泊税に関しましては、訪日外国人観光客の急増に伴いまして、これを導入する自治体が増えている状況であると認識しております。議員のおっしゃったとおり、倶知安町においては本年4月に総務大臣合意がなされ、11月の条例施行に向けて住民説明等がされてい

るところでございます。また、重複しますけれども、道内では札幌市、ニセコ町、富良野市、美瑛町などにおいても導入を検討しているとの報道もございました。

議員のご指摘のとおり、本村にとっても、観光のインフラの整備などに充てる財源として、宿泊税の導入は私も有効なものと考えております。導入にあたっては、特定目的税であることから、その用途を明確にし、税の公平性を担保した上で、単に訪日外国人観光客の増加に便乗した増税とならないよう、地域が納得できる制度とするため慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 前向きに検討されるというふうにお伺いをしましたけれども、倶知安町では2015年から検討を開始して、今年の11月、丸4年かかっております。また、富良野におきましても、昨年10月から検討を開始して、スキー場なんかでアンケート調査などもやったようですけれども、導入が再来年ということで、約3年から4年、最終的に総務大臣の同意も必要ということにかかるわけですけれども、そのへのタイムスケジュールを村長はどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊税導入に関しまして、現状考えておりますのは、先進地の状況を調査しながら庁内で検討を進めたいと現在は考えております。というのは、それぞれ、定率、定額制度が曖昧というか地域ごとに違っている。それから、北海道もこれらの観光税について検討しているという二重課税の問題、それから用途の明確化というもので、この用途がこの税に適当なものだという認定を受けなければなりませんので、これらの検討も進めていかなければならない。それから課税対象の公平性という部

分でペンション、民宿事業者の扱い、こういったものについてもご意見を聞かなければならないというさまざまな課題はあると思います。議員が言われるように、あまり遅れると予想より遅くなってしまうよというご心配も確かにありますけれども、地域の中でこれらが合意できる内容を作るために検討を進める中で、導入については図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 先ほど申し上げましたように、課題は山積しているわけでございまして、それを解決していくには相当な期間やはり検討しなければならんということは当然必要かと思っております。今、庁内で検討するというお話でございましたけれども、例えばプロジェクトチームなり、あるいは検討委員会なりを発足させるご予定はお有りですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状では庁内で協議をさせていただいておりますけれども、さまざまな先進地事例、あるいは現在の状況を調査しながら、当面庁内で検討させていただきたいと思っております。

最終的に、他の地域もそうですけれども、検討委員会等を含めて審査委員会ですか、そういったものも必要に応じて設置をさせていただいて、多くのご意見をいただくということは必要かなと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 前向きに検討されるということをお伺いしましたので、次の質問に移らせていただきます。

ここからは、現在の村の観光振興を考えたとき、今では占冠村の顔ともいえる道の駅に特化して、現状と今後についてお伺いをさせていただきたいと思っております。まず、その1番目として、

改修、修繕計画についてであります。道の駅につきましましては、村長の村政執行方針にも、富良野、美瑛、有名観光地への要衝であり、各種の満足度向上に資する施策を進めると示されておりまして、その重要性についてはご認識のとおりであります。

残念ながらハード面での改善、いわゆる施設設備の改装、あるいは修繕等につきましましては、なんら言及されておられません。このことは既に3年前、平成28年9月定例議会におきまして、2人の議員から指摘をされているところです。これに対しまして当時の村長、前村長ということになりますけれども、平成28年度に策定する公共施設等総合管理計画の中で施設の改修には努めてまいると答弁されております。その後、3年を経過しておりますが、まったく実施された形跡はありません。築24年を迎えております。年間の入館者数は平成22年ピーク、90万人を超えています。そして現在でも、昨年度は43万人、夏の繁忙期には1日約3千名近い方の利用があるわけですから、当然、経年劣化に加えて、例えばトイレに代表されるように、使用、利用頻度による消耗や不具合な部分が出てくるのは当たり前前のことであります。

財源の問題もありますので、一度にすべてをとはいませんが、この管理計画をみますと、築40年を一応の基準にしているようですけれども、築40年に満たない建物でも、施設診断を行い、事後保全ではなく予防保全に努め、小規模工事により建物の長寿命化を図るとしております。優先順位を決めて改修にかかっても良いのではないかと思います。お考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅の施設改修についてお答えをしたいと思いますけれども、道の駅につきましましては、平成7年度の竣工後、駐車場の舗装及び再舗装、入口のロードヒーティン

グ化、それから周辺のインターロッキングやレンガの敷設替え、身障者用バリアフリートイレの整備、屋根の塗装や補修、裏玄関のバリアフリー化や自動ドアの導入など、種種の改修や修繕を継続的に行っているところでございます。

早め早めの修繕が施設事体の長寿命化にも資することから、議員のご指摘のとおり、これからも必要な改修等を継続的に行ってまいりたいと考えております。

また、具体的に改修が必要な箇所については、実際に施設の管理運営を行っている指定管理者が最も精通しているものと考えられますので、指定管理者とも協議しながら、適切な修繕を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 適切にその都度、施設診断を行い、小規模工事を行って長寿命化を図るというお答えであります。今の現在の道の駅の状況を見ますと、例えばトイレ一つ見ましても、男子トイレの個室でありますけれども、和式トイレが1台残っております。これはもう既に2年、3年、使用中止にしているんですよ。入って一番左側です。これは外国人の方が多い場合、使い方をご存知ないということで非常に汚れるということで使用禁止にしています。例えばこれなんかも、以前は議会で女子トイレが並ぶということで、女子トイレの和式を洋式化にされたことがございますけれども、男子トイレ、私は一緒に直したものだと思っていたんですが、残念ながら今でも使用禁止になって残っております。ここらへんなども時代にマッチしていません。

小規模工事に努めるということで、できれば施設診断というのは、その建物ごとにやはりやるべきじゃないかと思っています。この管理計画の中でも、新しく造ることというよりも、賢

く使うことというのが基本方針になっておりますので、そのへんを含めてお考えいただければと思いますが、もう一度お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅の一部使用不可等の箇所があるというご指摘でございます。施設につきましては、指定管理者との協議も通じながら整備をしてきたつもりでありましたけれども、現状、そういったものが残っているということでございますので、改めて施設等の調査をしながら、指定管理者とも協議をしながら、そういった不備、時代にそぐわないものについては改修できるように予算措置を含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 一応、私が申し上げたことにつきましては、ご検討いただくということでございますので、次の質問に移らせていただきます。

次にお伺いしたいのは、道の駅周辺の整備についてでありますけれども、まず、道の駅と農村公園駐車場の間に民有地があります。現在、花畑にされておりますけれども、私は平成25年から約5年間、道の駅にいたわけですけれども、その間周辺整備はどうしたらいいだろうかと私なりに考えていたんですけれども、あの一等地とも思える場所をなぜ花畑にしているのかなど、実は不思議に思っていたんです。後に民有地であるということと、買収交渉を行っているという話を聞いております。その進捗状況及び、今後の取組みをどうするのか、このへんをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅の周辺整備に関わって、民有地の売買交渉状況でございますけれども、ご指摘の民有地につきましては、村としても地域振興の観点から取得が望ましい用地

であると考えております。個人情報の問題もございますので、この場で詳しい買収交渉の経緯等をご説明することはご容赦いただきたいと存じますが、単に所有権の取得に限らず、より継続的な使用が可能となるよう交渉にあたってきているところでございます。当該用地の交渉につきましては、議会のご協力も得ながら慎重かつ適切に取り進めてまいりたいと考えておりますので、今後におきましても議員の皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 今も引き続き交渉されておられるのでしょうか。例えば、条件などの提示はされておられるのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 中身について条件提示等は申し上げられませんが、一般的な売買の状況については説明をさせていただいておりますし、賃貸借契約を締結させていただきまして、使用料についてお支払いをしているという現状でございます。今後、積極的に私もご家族にお会いして、ぜひなんとかこの用地について取得したいという方向で努力をしたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） ただいま、ご家族という話が出てきましたけれども、私はそのへんまったく分からないものですから、こういう質問をさせていただいているわけですが、もう1点ですね、あそこは現在、花畑で使われていますね。賃貸借契約を結ばれて、花畑ということですが、用途は花畑じゃなくて、パーキングじゃだめなんでしょうか。どういう賃貸借契約になっているのか分かりませんが、パーキングということで賃貸借契約を結べますと、これはかなり違ったイメージになって

くるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 確かに、駐車場が狭いかなという思いもありますけれども、契約としては永久作工物等の建設については不可ということになっておりまして、現状の利用方法でご理解をいただいているところでございます。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） いずれにしても、使途が別の目的で使うことができないということですから、買収を進めるしかないということでもあります。具体的なお話は聞けなかったわけですが、本当にあの場所は一等地で、道の駅の関係者としては喉から手が出るほど欲しい場所でもありますので、ぜひ今後も継続して交渉していただいて、相手のあることですから、そう簡単にとはいかないかもしれませんが、努力をお願いしたいと思います。また、この問題につきましては、いずれまた質問させていただきたいと思いますので、ご検討をよろしく願いたいと思います。

次の質問に移ります。ポケットパークの運用についてでありますけれども、今年も現在、噴水公園として運用されています。今日はまだ涼しいほうですけども、暑い日には子どもたちにとっては格好の水遊びの場所になっています。ただ、残念ながらこちらの設備も老朽化をしております。噴水量の微調整、噴水の下に水槽があるんですけども、水の中に手を突っ込んでバルブを捻って噴水量の調節をするということになっておりますけれども、微調整がきかないんですね。同じ高さにしても、1時間もすると高さが変わってしまうというような格好になっています。

また、噴水の水も元々は水道水を入れております。ただ、地面に落ちた雨水なども噴水栓の

下に水槽がありますので、水槽に流れ込んでいきます。その水を循環式といいますか、繰り返して上げて水槽に戻し、また上げるというような格好になっていまして、衛生的には大変不衛生な水と言っていいかと思えます。私が道の駅にいた頃は、あそこに親子がおりますと、お父さん、お母さんには必ず1回手を洗ってから食事してくださいよというような形で説明をしたりしておりましたけれども、そのような状況の中で、今後も噴水公園として運用されるのか、あるいは別の方法で運用することを考えておられるのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ポケットパークの噴水につきましてのご質問でございます。ご指摘の噴水につきましては、すり鉢状になったポケットパークの中央部に噴水があるため、雨水等が流入することにより、通常の噴水に比べ、非常に水が汚れやすいという問題がございました。

このような状況を改善するため、平成27年度にポケットパークへの雨水の流入を防止するため、アスファルト工事や噴水周りの平板ブロックを切断しまして、噴水への雨水の流入を防ぐための暗渠排水管設置工事を行っております。また、平成29年度には老朽化した噴水の配管と、調節バルブ、ポンプすべての交換を行い、噴水の調節を改善するための措置を取っております。さらに、現在はシーズン中、計6回にわたり噴水及びポケットパークの清掃を行っております。

これらの対策によりまして、現在におきましては、一般的な噴水と同程度の水質の維持ができるようになっているものと認識をしております。今後におきましても、丁寧な清掃とともに継続的な水道水の流入の確保、噴水の高さを低く抑えるなど噴水の運用の工夫などを組み合わせながら、夏季における噴水の運用を続けてま

いりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 27年に工事が行われたというのは、私も知っております。ただし、その後も同じです。変わっておりません。できれば、ろ過装置を付けるなり、あるいは薬品、塩素的なものとかを注入しなければ、あそここの場所は現在の状況ですと、必ず雨水が入りますから、ある程度の雨が降りますとどんどん流れ込んでいきますから、不衛生な面は、相当不衛生。噴水公園として今後も運用されるということであればこのへんを解決しないと。レストランも近くにありますが、テイクアウトのソフトクリームなんか売っていますし、例えばなんとかカビ菌というのが入っていないこともないわけですから、安全を考える上で、さらに何らかの検討をされたほうがよろしいんじゃないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 水質の問題についてでございます。村としては、道の駅のポケットパークは夏場の観光客の皆様への憩いの場となっている、道の駅の美化に彩りを添える貴重な施設でもございます。できるだけ噴水の運用は続けていきたいと考えております。今後、噴水に求められる水質のレベルがどのように推移していくかは、予想できませんけれども、これらについての水質検査を含め、検討はしてまいりたいと思えます。

また、議員がご指摘の水質の確保のためのプールなどで使用されている塩素系の浄剤等の使用も考えられるところでございますけれども、薬剤による人体への悪影響を防止するため、適切な塩素濃度を確保するために必要な薬剤の量や薬剤投入のタイミングなどについても、検討調査が必要かなと考えられますので周辺自治体を含めて、こういった管理をしているところの

状況も調査しながら対応してまいりたいと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 水質の問題につきましては、そのような形でお願いをしたいと思います。もう1点、噴水の高さは現在、くるぶし程度、膝まで上がっていません。なぜあの高さになっているのかと言いますと、あれ以上高くと風で噴水が飛んでしまうんですね。地面の上にはいきますと、そのまま蒸発してしまう。そうすると、あつという間に晴天の日なんかは、水槽の水がなくなってしまうんです。水道水を入れますね、それを繰り返しますから、ものすごい水道料がかかってくるんです。これは道の駅が支払いをしているわけですが、そういったこともあって、私がいるときからあの高さにしろということで、現在あの高さになっているわけです。本当にちょっと上がっているだけ、あそこに植え込みありますけれども、あれに隠れて見えないぐらい。

本来でしたら噴水はやはり噴水らしく大通り公園とまではいきませんが、ある程度の高さまで必要だと思いますけど、それができないということも、これも欠陥かなと考えておりますので、このへんも含めて調査をしていただいて、直すべきところは直す、水質も含めてやっていただければと思います。

次の質問に移ります。道の駅に至る車両の動線についてでありますけれども、現在2箇所の出入り口があります。1箇所は237に面した、先ほども話が出ておりました、花畑の間に道があります。もう1箇所は、ポケットパーク側でありますけれども、両出入り口とも右折、左折が必要になります。自然体感しむかっぶ道の駅の特徴の一つに、ご承知かと思えますけれども、修学旅行を含めた観光バスの多さというのがあります。ただし、バス同士がすれ違って走行で

きないんですね。どっちかのバスが止まっていななきゃいけない、停車してないとだめだという状況になっています。

特に、ポケットパーク側、信号のある交差点から入りますと、村道を経由して取り付け道路を左折するということになりますけれども、これが最大の難所になっています。特に冬の間、積雪期になりますと片側通行のような形になっていまして、私がいたときも、リゾートライナーというバスが走っておりますけれども、このバスの顔見知りの運転手さんから何度か苦情を言われたこともあります。村道ならびに取り付け道路、拡幅による改良はできないものか、対応を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 出入り口の拡幅についてのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、ポケットパーク側の出入り口につきましては、特に大型車両のスムーズな出入りを確保するため、過去においても拡幅の工事は行ってきた経緯がございます。しかし、現状においても出入り口の間口の狭さは、なお、本村の道の駅の課題であるとも考えております。出入り口の改善につきましては、お客様の利便性の向上や、道の駅の売上げの確保に資するものであることから、村としても今後も改善に向けて検討をしたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 検討されるということですが、検討というのは明日までの検討も、1年先も検討も、3年先も検討も同じ検討ということになりますので、それがいつなのかということ、それと村道の脇については私有地になっていますね。民間住宅、このへんの買収は考えておられるんですか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状、大型車両の出入

りが多くなっていて、スムーズな通行ができないという状況は時に目にすることがあります。村道の拡幅となれば当然、用地の確保が必要となります。ポケットパークの形状の変更、あるいは私有地の買収等を思案するところでございます。周辺整備の課題もありますので、村道の改良については、道の駅の今後を見据えた中で併せて検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それではよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。最後の質問となりますけれども、道の駅の防災機能についてであります。これにつきましては、ちょっと前になりますけれども、平成28年に総務省から国土交通省宛てに、道の駅の防災機能を改善すべしという通知がされております。これは総務省の調査で、東北6県、約70の道の駅がありますけれども、この東北6県の道の駅が、平成23年に東日本大震災が起こったわけですが、この後もその教訓を生かした機能向上に取り組んでいないということから出されています。これを受けて、国交省は従来から、道の駅には三つの機能、三種の神器とかいう名前が付いていますけれども、いわゆる休憩機能、情報発信機能、それともう一つは地域連携機能と、この三つの機能が求められているわけですが、これに加えて第4の機能として、地域ごとにそれぞれの道の駅に相応しいメニューで、防災機能の向上及び地域防災計画にも拠点として位置付けるということが付記されてまいりました。

これに対して、今、自然体感しむかっぶ道の駅がどうなっているかと言いますと、残念ながら地域防災計画には記載されておりませんし、また、今有している機能は先ほど災害の話の中で出てまいりましたけれども、建築業協会さん

からの寄贈による小さな発電機、これが1台ということで、はっきり申し上げて村からの対応は一切ないというような状況になっております。

テレビの天気予報、あるいは気象予報でも、異常気象時は無理して走行しないで、最寄りの道の駅、または、コンビニエンスストアに避難してくださいというのは聞かれたことがあるかと思えますけれども、これは例えば、夜間においても、道路利用者の安全で快適な道路交通環境の提供というのが、道の駅の設置の目的の一つでありますので、道路利用者も対象とした一時避難所的な防災機能を与えるべきではないかと考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅の一時避難所の機能設置というご質問でございます。道の駅の災害機能に関しましては、暴風雪による車両滞留時において、一時避難所として施設を臨時開放するなど、指定管理者であるむらづくり観光協会にもご尽力をいただいております。臨機応変な対応に感謝をしているところでございます。

現時点において、防災計画の中に位置付けられている避難所については、隣接するコミュニティプラザだけでございますので、議員がご指摘のとおり、道路利用者への安全、安心の提供という観点から、道の駅が一時避難所として機能を有することも必要と考えております。このことにつきましては、今後において、北海道開発局との防災拠点に関する協定について協議するとともに、一時避難所としての運営についても、観光協会と連携しながら取り進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 検討して進めるということだと思いますけれども、先ほど申しましたように、検討というのはいつまで検討なのかという問題もありますので、早急に検討していた

だくということをお願い申し上げまして質問を終わります。

○4番（山本敬介君） 議長、4番。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 議長のお許しをいただきましたので、何点か一般質問をしていきたいと思います。住民に分かりやすい議論をいつものおり心がけていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。今回は、村民、住民を守るためというテーマで三つの質問をさせていただきたいと思っております。一つ目は、交通事故から住民を守る。二つ目は、戦争、国際紛争から住民を守る。三つ目は、健康の面で病気から住民を守ると、こういったテーマで質問させていただきたいと思っております。

それではまず一つ目の質問させていただきます。千歳橋歩道の改良をということでございます。ご存知のとおり、中央にあります千歳橋、小中学生の通学路として利用されているほか、中央市街から駅に向かう住民の方、ウォーキングをされている方、ランニングをされている方、ここは占冠にとって顔となる橋というような橋であります。40名から50名くらいの方が1日利用されていると言われておりますけれども、ここは村の中でも年間を通して非常に歩行者が多い橋であります。

しかし、皆さんがご存知のとおり、歩道の幅は非常に狭く、片側にしかなく、また、富良野方面からは、下り坂をぐーっと下りてその勢いで上りを上ってきますので非常に猛スピードで入ってくる人が多いです。ドライバーの心理も分かります。下りきってそのままの勢いで入っていきこうと。その先が見えない、その先が市街地だということを認識なく、入ってくる車が非常に多いと思います。さらには、橋が今申し上げたとおり下り坂になっており、非常に見通

しが効かないということでもあります。

昨今では、皆さんニュース等でご覧になっていると思いますが、通学中の生徒や保育園児の列に車が突っ込むという痛ましい事故が全国でおきています。5月8日には、大津市で保育園児の列に車が突っ込みまして、二人が死亡、一人が重体、13人が重軽傷を負っておられます。また、昨日も東京都町田市で同じように子どもの列に車が突っ込むという事故がありました。こういうものを見るにあたり、占冠でも他人ごとではないなど、保護者からは、通学路の中で千歳橋渡らせるのが一番怖いという話も聞いています。これらの現状を、村はどのように把握していますか。まず、伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。まず、千歳橋歩道の改良ということでのご質問でございます。中央の千歳橋は、時間帯によっては交通量も多く、大型車両が通過すると、風圧を感じるほどでありまして、最近の歩道にあるような事故を考えると歩行者にとって安全とはいえない状況であると認識をしております。

千歳橋は昭和44年に建設をし、昭和62年に床版の打ち替えを行っております。現況、橋の状態は悪くないため、橋の架け替えは考えにくいと伺っておりますので、パトライトの設置や交通安全旗を掲げるなどの対応を取りながら歩行者の安全確保に努めているところでございます。今後も道路管理者と、安全性を確保する対策について協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 今、村長の答弁にありました、安全とはいえないと認識はしているけれども、橋としての傷みはまだきていないので、しばらくは対策を講じていきたいというような

答弁でありました。しかし、橋事体はまだ傷んでいないとはいえ、非常に危険な橋であるということは認識をしていただけていると思います。特に、風の強い日、そして冬、雪の状態であそこが凍っている状態。本当に小学生があそこ渡っているときに大型のトラックがこう入っていくと、見ていてもゾッとしますよね。

あと、中央側に、渡りきったすぐ先に分岐点がありまして、そこから車が上がってきます。そこから入っていくんですが、やはり市街地側は見えるんですが、橋側は見通しが効きづらいという状況もあります。そして、そちら側から歩いてきた住民は、渡らないと歩道がないので消防側に渡ってから歩道に入ることになるんですね。横断歩道を渡りなさいということになりますと、中央のほうに戻ってから渡って、またそっちに戻っていくというふうになります。これは本当に見れば見るほど危ないと、いろいろな方にお話をお伺いしますと、怖いときは本当に欄干を思わず掴むというような話もありました。やはり、これは改善をしていかなければならないと、住民の命を守る行政としては、まず一義に考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

そこで、歩行者専用の橋をとということですが、上トマムの道道イングトマムの少し手前には通常の橋があつて、それとは別に歩道用に橋が架けられています。同じように、富良野に行きますと、国道では、山部の大橋が同じように歩行者専用の橋があります。こういった歩行者専用の橋を千歳橋に架けることができないでしょうか。国道ですから、国の予算になります。橋はすごくお金がかかるというのも、もちろん理解をしています。しかし、これは絶対にやるべきだと、事故が起こってからやると、多くの対策で行政でありがちなのは、何か事故が起こったのでそこを対策していくということで

すが、ここに限っては、事故が起こることを容易に予見できると。予見できる中で対策をしていなかったということになりますと、これは行政として非常に本当に準備不足、あつてはならないことではないかなと思っています。

子どもや住民の安全をまず第一に考えるとき、いろいろな優先事項がもちろんありますけれども、最優先で陳情などの活動をしていくべきではないでしょうか。時間はかかると思うんですね。ただ、これは始めないと進んでいけないことでもありますので、このあたりの村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 千歳橋の改良につきましては、議員のおっしゃったとおり、北海道開発局旭川開発建設部の所管となります。これまでの安全性確保のための対策をそれぞれ協議させていただいておりますけれども、対応できる範囲で実施されてきたところでございます。歩行者専用橋の設置については、歩道のある橋に設置可能なのかも含めて、旭川開発建設部をはじめ、関係機関と安全対策について協議を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 今はもちろん歩道がありますけれども、歩道があつてさらに歩道を付けろということではなく、歩道自体をそちらに移してしまうということで、これは強く要請をしていくべきだと。また、現地も開発局にしっかり見ていただいて、危険性を把握してもらいたい。観光客が増えていて宿泊税をという議論がこの前もありました。ということは、すなわち交通量も増えているわけでありませぬ。

占冠村は富良野の広域観光圏の入り口です。千歳空港から多くの車がインターチェンジを降りて富良野方面にも入ってきます。そして、外国人のドライバーの方も非常に増えました。外

国人のドライバーの方が一様に運転技術がないということではありませんけれども、やはり日本の道路に不慣れであります。これはそういった方が増えているということ、交通量が増えているということも、ぜひ検討材料に加えていただいて、とにかく安全を最優先に強い要請をしていただきたいと思います。再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員の言われるとおり、近年の観光入込数を見るときに、交通量の増加は一目瞭然でございますし、外国人ドライバーも確かに増えているという中であつて、こういった道路要望につきましては、上川総合開発期成会、あるいはそれぞれの期成会で要望しております。こういったところにこれが要望事項として取り上げていただけるように、村としても努力をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 次の質問ですけれども、駐在所への要請をということであります。駐在所では、中央小学校の下校や、トママ学校の下校時間に合わせて、パトカーで巡回いただいていると聞いています。現在も業務の中で努力をしていただいているとは思いますが、先ほど申しあげました通学の時間帯、これに併せて千歳橋付近を重点的に巡回、もしくはパトカーが停まっているだけで、大型の車もかなりスピードを落とすと思います。これは日々のことですので、どういった対応ができるかということも含めて、要請はできないのか、まずは村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 警察、駐在所への要請ということでございます。占冠駐在所に確認をしたところ、議員のおっしゃるとおり、児童生徒の登下校時に交通安全及び防犯の観点から、通学路のパトロールを実施しているとのことで

した。千歳橋付近のパトロールについて要望したところ、快くお引き受けいただきましたので、村としても関係機関等と協力しながら事故防止に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 学校でも通学路の危険箇所ということで把握をされているんだろうと思います。今、駐在所からはそういった対応をしていくということでお答えいただいているんですけども、教育長にも教育委員会として、千歳橋の危険性を含めてどういう対応を今後していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 議員の質問にお答えさせていただきます。現在、中央小学校については5名の児童、それと中学校においては3名の生徒が通学路として千歳橋を利用しております。道路の安全確保ということで、各学校においては、PTAと教師による、春と秋の2回の街頭啓発行為を行って、橋の前後、それと橋の上での子どもたちへの注意喚起ということでやっております。それとは別に、駐在所の協力をいただいて、それぞれの学校で交通安全教室というのを実施させております。その中身については、先ほどの質問の中でもございましたけれども、千歳橋も含めて村内の通学路をも含めた危険箇所の確認ということで、中学校には実際に廊下側に、駐在所の方と一緒に場所を用紙に書いて注意喚起ということで安全確保に努めているところでございます。

先ほどの村長の答弁にございましたけれども、警察の方にも見守りをしていただいたということも含めて、学校側とも今後の安全確保ということの再確認をしてみたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） この件では最後の質問

になります。交通安全のあり方ということでもあります。村の交通安全運動、例えば毎回道の駅の前で旗の波運動を行っておりますけれども、これもずっと同じことを繰り返していくということも大事なことでありますけれども、やはりその時その時に、重要な場所、課題となる場所をしっかりと把握をしながら、交通安全運動自体を固定化させずにしっかり実りのあるものにしていくというのは大事なことはないかな、と思っています。千歳橋付近だけではないかもしれないですが、減速を訴えるなど、より効果的な運動を展開すべきじゃないでしょうか。村長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 旗の波運動の取組みについてのご質問にお答えをしたいと思います。旗の波運動につきましては、多くの住民の方々に参加をいただきまして、村内を通過するドライバーに効果的な啓発ができるように、地元駐在所とも打ち合わせを行いながら、全国交通安全運動に合わせて実施をしております。

千歳橋付近での啓発については、通学時の交通指導、パトライト啓発及び、交通安全旗の掲揚を引き続き行うとともに、新しい看板等を設置するなど、占冠駐在所の協力を得ながら、事故防止と安全運転啓発に努めてまいります。基本的に、旗の波につきましては、見通しの良いところで行うことになっておりまして、危険を伴わないと、そういったところがございまして、ご理解をいただきたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 山本議員にお伺いしますが、質問2に移る前に、再質問されますか。

○4番（山本敬介君） 今ので結構です。

○議長（相川繁治君） それであれば、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） それでは引き続き一般質問をさせていただきたいと思います。質問の2、住民を守るの二つ目ですけれども、戦争から住民を守るということで、戦没者追悼式のあり方について質問をしていきたいと思います。戦争は、国家が起こすもので、戦力とは決して住民を守ってくれるものではありません。これは過去の戦争を見ても明らかであります。明らかに住民、国民は戦争によって犠牲になってきました。占冠村では、毎年戦没者の追悼式の式典が行われておりますけれども、この式典、どのような経緯で行われてきたのか、また、式典の参加者数の推移など改めてこの状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 山本議員のご質問にお答えをしたいと思います。戦没者追悼式典についてのご質問でございます。戦没者追悼式の経緯でございますが、占冠村史によりますと、昭和27年に開村50周年記念式典におきまして、遺族会が営んでおりました慰霊祭に村も加わって公的な慰霊祭として執行されたことが始まりでございます。その後、公の機関が神仏式の祭祀を主催することは、憲法第20条の信教の自由と政教分離の原則を侵すものであるとの判決が示されたことにより、村においても執行方針を改め、昭和58年から国、北海道の行う全国北海道戦没者追悼式に準じ、宗教的儀式を行わない献花方式で執行するようになりました。以降、現在に至るまで戦没者追悼式は、先の大戦において亡くなられた戦没者のご冥福を祈り、恒久平和を祈念することを目的として執行してきております。

追悼式の参加者の推移につきましては、平成

18年から平成26年までは多くて41名、少ない時で34名と年度により参加者のばらつきがございましたが、平成27年からは38名、36名、35名、30名と減少傾向にあります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 追悼式の経緯について伺いました。だんだん参加者数については減ってきていると。政教分離についてしっかりとした式典にして、これまで続いてきているということでありました。最初は昭和27年に式典ということで始まったということで、戦後70年以上経過しまして、だんだんと遺族会の方も人数が高齢化に伴って減ってきているという現状があると思います。この戦没者の追悼式典自体を、村がどういうふう考えているのか。遺族会の方とお話をしますと、遺族会のためにやってもらっている追悼式であればすぐにでも止めてもらっても構わないと、そういうものではないでしょうかと言われておりました。今後、式典自体をどのように考えてやっていくのか。現状も含めて再度村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 戦没者追悼式の主旨は、兵士として戦死された方だけでなく、空襲などでお亡くなりになられた民間人など、すべての戦没者を追悼し、平和を願うという主旨によるものであると考えられます。占冠村の追悼式も同様の主旨に基づき戦死者のみならず、国内外での空襲の犠牲になられた方々など、兵士と民間人の区別なくお亡くなりになられた理由を問わず、先の戦争の戦没者のすべてをかけた命を失った犠牲者として、等しく追悼するという考えに基づくものでございます。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 今の村長の答弁によりますと、遺族会の人数、もしくは遺族会が例えばなくなるようなことがあっても村としてはし

っかりと継続していくということで良いのか、確認でもう一度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状において、占冠村の遺族会がなくなることを想定したことを考えて実際行っているということは、現状ありませんので、そういったことを想定はしておりません。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 想定はしていないということでありまして、今お答えいただいた主旨を鑑みますと、当然のことながら遺族会のためだけの追悼式ではないと。すべての国内外、兵士、民間人、問わず犠牲者を悼むという主旨で行われていると理解をいたしました。

戦没者の名前についてもお伺いしていきたいと思うんですけれども、占冠村の戦没者は38名であるということが、昭和38年に発行されました占冠村史に記載があります。これはこの一般質問の資料の最後に付けさせていただいておりますので、皆さんにご一読いただきたいと思えます。

村史も古いようで、なかなか占冠でも図書館等に行かないと一般の村民が目にするにはできないと思っておりますけれども、国に尊い命を捧げたこれらの若者の名前を74年経った今、なかなか目にするのも、耳にするのもない状況です。見ていただければ分かると思いますが、お名前と死亡の年月日と死亡の場所と、本当に最低限の情報しかこちらにはありません。これらの若者たちのことを風化させないために、ぜひ今の追悼式典では、名前を読み上げるなどしていったらどうかと思うわけですが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 戦争で亡くなられた方のお名前の読み上げについてでございますけれ

ども、先に申し上げたことで、犠牲者として等しく追悼をしたいという考えに基づいておりまして、全国戦没者追悼式をはじめ、多くの地域で戦没者の追悼式は無宗教の形で行われておりまして、戦没者のお氏名を読み上げることなくなされているのが通常でございますので、本村においてもこの方式で取り進めたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） いろいろな観点があると思います。そういった中で、いろいろな配慮をしながらやっていくことは一つ必要かと思うんですが、やはり占冠でこの38名の方が戦争で亡くなられたという事実を風化させないということも大事だと思うんですね。今回も遺族会の高齢の方にこの名簿を見ながらお話をお伺いしたんですけれども、90歳を超えられている方ですら、やはりこの中の半分ぐらいの人は顔が分かるねと、それ以外の方はなかなか顔が分からないと。この中にはトマムの方もたくさんいらっしゃるんですけれども、それすらもここからは読み取れないような状況があると思います。

追悼式で名前読み上げるかとは別にして、昭和38年に一度まとめただけの戦没者の名簿について一度、情報収集をするなり、もしくはここに載っていない方で亡くなられた方がいらっしゃるかもしれない。そういったことも含めてどこの方で、例えば何歳で亡くなられているのか、そういった最低限の情報収集は村として今しないと、もうリミットでできなくなってくると思うんですよね。そのあたりのことについて、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のおっしゃられるとおり、戦没者の方々の詳細について改めて調査をするというのは、なかなか難しい作業ではないかと、実際に村史で残っている記録につい

ても、当時としては最高のレベルで調査した結果だと私は思っています。そうした時代にいた方々が多くいらっしゃらないという現状の中で、村独自で調査をするという方法が、はたしてあるのかどうかを含めて、また考えてはみたいとは思いますが、現状ではなかなか難しいのではないかという認識でおります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 今すぐであれば、高齢の方にお伺いすれば、ある程度の情報は集められるかなと、私今回この質問するにあたっていろいろなお話を聞いてみて実感としてありました。ただもう本当に最後だなと、1年後にその話が聞けるのかということ、それは難しいのかなと思いました。

ぜひとも、そういったことも含めて情報の整理、行政として昭和38年にやったまま今情報の更新がされていない、もしくは整理がされていないということでもありますから、百年誌の時に少しでも良かったのかなと思ったんですが、百年誌には特にこのことについては一切触れていないんですね。そこを考えても、ぜひ一度情報の整理を試みて、できる限りのことをしていただきたい。そして、そこで得られた情報で遺族の方が納得されるものであれば、広報等で住民にも伝えてもらいたい。住民も戦没者が村で何人いるかは、ほとんど知らないんだろうと思います。どんな若者が戦地に赴いて戦地で命を落としたのか、これを知る機会も今まではまったくなかったと言ってもいいと思います。ここで得た情報を広報で特集するなどして、ぜひ住民にも伝えていただきたいと考えますが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員が言われる調査をするにあたっては、本当に数少ない戦争体験者の状況にあって、その記憶に基づいた、その確

認を含めて正確な情報整理が可能かどうかという問題があります。多くに知らせるときに、そういった不適格な、記憶としてはあっても、確認が取れていない情報を、本当に知らせていいのかどうかということもあると思いますので、このお話を聞くということに関してはさほど抵抗はありませんけれども、確認のとれない情報を、果たして流していいかどうかという疑問を感じているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 収集した情報の質は、もちろん何のための情報収集なのかということも考えていただいて、情報の整理のための情報収集で得られたものについては、正確性がある程度は大事だと思うんですね。慎重に村で整理して、今後も持つておく情報としての収集という意味では正確性はある程度大切だと思います。ただ、それもリミットがきているということも一つ理解していただいて、できる限りのことはやるべきだと思っています。

もう一つ、エピソード等、例えば、開拓の時にこんな話があったよという昔話の類。よくある話で、広報でも昔特集をしていたことがあります。全然正確じゃない話はもちろんだめですけども、そこその正確性があれば、そのお年寄りの昔話として、広報していても良いんじゃないのかなと思うんですね。なので、行政として整理するために得た情報と、広報するため、もしくは戦争を風化させないための聞き取りとして得た情報、これは行政としてうまく使い分けていただいて、それぞれに進めていただきたいなと思います。再度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 本村における、戦争犠牲者の歴史、あるいは状況等を含めて、一定の整理は村史の中で整理をされたらと理解はします

けれども、議員のおっしゃるとおり、ある意味
そういった体験を一つの聞き取りをしながら、
情報記録として残すということには、さほど抵
抗はないと感じております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） この件、教育長にもお
話をお伺いしたいと思いますけれども、こうい
った戦争の記憶を持っているお年寄りも少なく
なっています。そういった話を学校でされ
たことも過去には聞いたことがありますけれど
も、現在こういったことが行われているのか、
もしくは今後どうしていきたいのか、教育長の
考えをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまの質問に答
えさせていただきたいと思います。それぞれの
学校での取組みでございますけれども、小学校
においては6学年の歴史の中で戦争について学
び、中学校においては広島平和体験学習という
ことで事前の学習、現地での戦争体験者による
体験の談話等を含めた報告会も実施し、平和の
尊さを学んでいるところでございます。

私が教育長になってからの話ですけれども、
5、6年前だったと思うんですけれども、中学
校において村内の方からちょっと子どもたちに
喋りたいんだという話で、占冠村で昔あったこ
とをお話をいただいた経過がございます。広島
の体験学習でもそうなんですけれども、戦争を
体験された方がもう高齢化されていて、広島で
の語り部も減少してきたと。本村においても実
際に体験して、現在そのお話をできる方も少な
くなってきているのも実際問題だと思います。
そのような中で、昔占冠であったことを書かれ
た、執筆されたものもございまして、今後、
活用することも含め、学校で体験学習等も含め
てやっていくかは学校とも検討してみたいと思
っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 行政の側で少しでも情
報収集がされるようなことがありましたら、教
育委員会とその情報を共有して、教育の場面で
生かせる、本当に残り少ないチャンスだと思う
んですよね。戦争のこと体験された方の生の声
を聞く、書かれたものを見るということではな
く、体験された言葉を聞くというのは、これは
特別な子どもたちにとって体験になります。ぜ
ひ、行政と情報収集をして進めていただきたい
と思いますが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほども申し上げま
したが、実際に生の声でというのは、前回やっ
ていただいた後にはやっておりません。先ほど
も村長の答弁の中にもございましたけれども、
行政とも今後どういった形で情報をというお話
でございますので、情報を活用しながら今後学
校でどういったことが検討していけるのか、方
向性を今後ちょっと模索してみたいなと思っ
ています。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） それでは最後の質問に
移っていききたいと思います。住民、村民を守る
三つ目ですけれども、健康を守っていく、病気
から守っていくということで人間ドック受診の
推進についてお伺いしていきたいと思いま
す。

全国で人間ドックの受診を助成する自治体が
増えてきています。道内でも、調べましたら数
多く存在しているということが分かりました。
生活習慣病の早期発見は、健康寿命を伸ばし、
小規模多機能型居宅介護施設とま〜るを中心と
した、在宅による福祉施策を選択した我が村に
とって非常に重要な事項であります。健康診査
の受診率、これが横這いの状況において、より
安心感のある人間ドックの助成制度を設けて、
村民の日々の健康への意識を醸成することで、

医療費の抑制にもつなげていけるんじゃないかと思っておりますが、人間ドックのことについて、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 人間ドックの受診助成に関わってのご質問でございますけれども、全国的な人間ドック受診対策の自治体助成内容について調べました。まだまだ、少数の自治体の実施状況でありましたが、また、受診対象年齢もさまざまでありまして、概ね40歳以上で、国保滞納者でないことを条件に、助成がされているということです。

助成金額につきましては、数千円から上限2万円程度が大半でありました。人間ドックの費用は医療機関により異なる料金設定ですけれども、4万円前後が多いと思われま。議員のご指摘のとおり、生活習慣病の予防対策は早期発見と早期治療にあります。今後も村民の健康管理と医療費の抑制につながる住民健診、あるいはがん検診の受診率向上を最優先に対応してまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 住民健診の受診率ですけれども、これについて現状どうなっているか、改めて村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 平成30年度の住民健診の受診率でございますけれども、57.1%となっております。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 特定検診のことだと思うんですけども、その他がん検診との受診率も分かればお答えをお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 胃がん検診の受診率が10.4%、それから大腸がん検診が16.5%、肺がん検診が22.8%、それから前立腺がん検診が

10%となっております。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 私も調べましたら、乳がん、子宮がんについても18.2%と15%ということで、平成29年度の値が出ておりました。特定検診、がん検診を中心にこれからも進めたいというお答えでしたけれども、実は、人間ドック、自治体によって本当に千差万別なんですよね。人間ドックと謳っていても、ほぼ短期の人間ドック、1日の日帰りの人間ドックということで、特定検診の内容はもちろん全部含んでいますけれども、例えば胃がんと大腸がんは含まれているけれども、肺がんはオプションになっていますよ。これはそれぞれの自治体で、それぞれ違うということであります。

私も、2年前にがんを患いまして、残念ながら早期発見はできなかったわけですね。がんは、現在国民の2人に1人が罹る、国民病と言われていまして、早期発見が治療のための大きな鍵になります。私のことはさておき、同じように、日々忙しく時間に追われていてなかなか検診の時間がとれない、決められた日時に検診に行くというのがなかなか億劫であると。検診だけでオプションの分はなければ時間の節約にもお金の節約にもなっていくから、自分は大丈夫だろうと、この人間ドックにあたる部分、がん検診の部分を受けない方、これはそういった本当に忙しい働き盛りの自営業者の方、そして働き盛りの女性の皆さん、そしてこれから議会にも出てこようかという若い議員になろうと思っている方々、そういった方々にとっても、分かりやすい助成は必要ではないかと思っています。

この人間ドックの助成には二つ重要性があるんですね。まずは今言った、分かりやすさ。人間ドックに行ってきたというだけで、非常に安心感があります。人間ドックの最低項目はちゃんとやっていることで、大丈夫だろうと、1年

間これで安心だということの目安になりやすい。そして便利。人間ドック助成やっているところは、例えば十勝の豊頃町等は、人間ドックに申し込んでもらうとチケットが届きますよと、そのチケットは帯広の複数の病院で利用することができます。自分が行けるときにそこに予約をして、行けばそれで受診ができる。占冠であれば、例えば富良野、旭川、帯広、札幌、札幌の実家に帰るので帰ったついでに受けよう。帯広に買い物に出るので行ったついでに受けよう。そういったことで非常に受けやすくなる。住民にとって非常に便利になるというふうに思うんですよね。

人間ドックの安心感、分かりやすさ、便利さは、これは行政の方ももちろん村長も自分自身でも感じてらっしゃるんじゃないかなと思うんですよね。健診プラスがん検診のオプションがいっぱいある。村民カレンダーの裏にずらずらと書いてあって、これは無料、これはオプションいくら、これはこうですと書いてあります。確かに、書いてありますけれども、インクルーズされた人間ドックがいかにか住民の健康にとって、一歩進めることになるか。こういったことについて、再度村長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 人間ドックの議員の言われる、安心感、分かりやすさというのは確かに実感できる部分ではあるかと思えます。本村においては、国保世帯における住民健診、特定検診、健康診査の受診率を上げていこうということで、国保制度も変わって、受診率を上げることによって交付金に差が出てくるということもあります。うちの総合健診の中身を見ますと、検診項目、例えばドックから見て不足しているなどというのはエコーくらいなんです。オプション的なX線、それから胃がん、大腸が

ん、肺がん、胃がんの場合はバリウム検査しかありませんけれども、今後においては胃カメラも検討されている状況にあります。

そういったことからすると、確かに指定日ということはありませんけれども、料金、それから交通費を含めて総合的な費用を考えると、総合健診を受けられたほうが経費的には住民の方はお得なのかなと思う次第であります。ちなみに、ドック、十勝圏域では4自治体が助成ありますけれども、全額を助成しているということではありませんので、交通費をかけて一部助成を受けながら行く方は行かれるという状況のようですから、どちらが良いかという問題はありませんけれども、受ける側の判断の一つにあると思いますけれども、村としては特定検診、各種がん検診の受診率を上げることによってなんとか住民の健康管理を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 今、村でやっていることは、他市町村の人間ドックに該当しているんですよね。ほぼしているんです。だからこそ、言っているわけです。健診率に関して言うと、全然上がっていません。ちょっと上がったたり、ちょっと下がったりしますけれども、ほぼずっと横這いの状態です。今、村の中では健診率だって低くないんです。これは担当課長からお聞きしたんですけど、北海道全体で19位ですから健診率というのは低いわけではないんです。ただ、もっと高いほうがいいですよ、もちろん。特に、一般の特定検診の部分ではなくて、がん検診の部分はまだまだ低い状況、10%台ですから、ここを上げていく必要性があると。さらに、健診率自体もずっと横這いであると、手がなかなか打てないでいると。

うちの村のホームページの健診のページ見てみてください。何のPRもない。何のことだか

全然分からない。一応、必要な情報は載っているのかもしれないけど、他の人間ドックがあるような自治体のホームページを見ると、人間ドック助成やっていますよと、ここの病院で受けられますよ、ということが書いてあります。住民にとって分かりやすさ、アプローチのしやすさというのが、まず非常に大事だっているのが一つです。あと、決められたところにくる健診についても、豊頃町では巡回ドックという言い方をして、インクルーズされた人間ドックが巡回してくるんですよと、これも分かりやすいですよ。巡回の人間ドックがくるんだ。交通費もなく空いていればその日に行けばいいんだね。というふうにあって、さらに安心感もある。

お金の面でも先ほど、村長から言及がありました。実は占冠は、いろいろな方の年齢等で多少上限が変わってきますけれども、特定検診、ピロリ菌も入れて、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、例えば乳がん、子宮がん、細胞診検査、そういったものも入れて、全部入れても1万1400円なんですよ。遠隔地で受けるとなると、これに交通費がかかってくるから、自家用車で行くとするとも5千円弱くらいかかってくるかもしれないですけども、金額的にはそんな金額です。

伊達市はちょっと特別で、人間ドック自体を5千円でやっているんですよ。これはピロリ菌と子宮がんは別ですので、プラスすると、占冠でいくと4千円くらいプラスになるので、1万円弱くらいになりますよね。例えば豊頃でいきますと、占冠村のほうが全然安いんですよ、金額的には。留寿都でもそうですね。人間ドックはありますよと、そういう病院と提携もしていますよ。そういった努力はしますけれども、健診自体の金額は、占冠のほうが実は努力しているんですよ。占冠はもったいないわけですよ、結局。

結局健診はある、がん検診もそれぞれある、バラバラとある。見せ方が下手、受けさせ方が下手、さらに言うならばやはり病院との提携だと思っただけですよ。行政の皆さんが今いろいろところで、多分健診を受けられていると思うんですよ。札幌で受ける方、旭川、帯広、富良野、いろいろいらっしゃると思うんです。それと同じように、いろいろな病院で受けられる体制を作ってもらって、さらにさっき村長がおっしゃった巡回ドックの形で地域にも行きますよと、この日に来れば地域でも受けられる。忙しい自営業の人、忙しい働き盛りのお母さん、その時間、その日に行けないとそういう人は自分の都合のいい時に、この病院に申し込んで行ってください。そっちでも受けられますよといった施策をお金部分ではクリアしているわけですから、そういったインクルーズされた施策を作るか、作らないかだと思っただけですよ。再度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 聞き方が悪かったと思うんですが、村は1万なにかがしてクリアをしているということで、ドック云々というのがありましたね。通常のドックですと、病院と提携していても、人間ドック健診料で3万7千、がんドックだと6万8千円とか、脳ドックだと2万4千円とか、ドックと言われるものについては相当の金額がすると理解しているんです。仮に村が1万いくら1人にかかるのであれば、その分を助成してドックに振り向けろということをおっしゃっているのかは、その差額が出てきますんで、そういったのがどうなるのか、ちょっと聞き取り方が悪かったのかもしれませんが。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 他町村の中身まで含めて全てしっかりと精査をしないと、間違っ

る部分があるかもしれないですけども、現状、村が出している検査料金がありますよね。カレンダーの裏に載っている検査料金ですよね。特定健康診査が1千円、肝炎ウイルス・エキノコックスは無料、ピロリ菌は2400円、結核・肺がん検診はいくらというふうにありますよね。この項目を人間ドックがやっている自治体の項目と同じように比べた時に、その合算した金額と、人間ドックを設置している自治体と、占冠のほうが安いこともあるということです。

住民側から見ると、既にこれはパッケージにはなっていないけれども、健診をその日に受けていけば、人間ドックがあるのと同じような施策が既に占冠ではあるんじゃないのかなということなんです。ただそれをちゃんと見せていないという部分と、どこでも受けられるということになってないですよね。提携病院があつて、今は旭川がんセンターに各自行けば受けられるんですけども、例えば帯広の病院に行けば受けられる。そういったことが今、占冠の住民としては、まず分かりやすさ、人間ドックと言われると、細かいことわからないけれども、ほぼ全部インクルーズされている。なので安心感が非常に得られる。プラス便利さですよ。自分の都合のいい時に行ける。さらにそれが、村が指定された日に行けば交通費もかからないので安い。こういったことに現状も金額的にはクリアしている部分も含めて、見直しをできないかといった意味であります。再度お聞きします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のおっしゃるような、健診のあり方を含めて、料金的にも組み合わせによってはそういう考え方にもなるのかなと思いますけれども、通常的な考え方ですけども、ドックに対して、例えば何千円、上限2万円まで助成しますから好きな時に好きな病院で受診して下さいというのが一般的な助成なの

かなという理解をしていました。今のお話ですと、村と一定の医療機関と連携をしていて、いつでもいいからこの料金で受診して下さいというシステムができないかというお話で理解してよろしいでしょうか。いずれにしましても、なかなかその村が設定した日にちで受診ができない方々が多くいらつしゃるとすれば、そういった検討も必要かなとは思いますが。

ただ現状、村が進めている住民健診のあり方、それから国保での北海道連合国保の考え方もありましてね、国保の組合員の皆さんの健康管理のあり方に対する交付金等の付け方等あるものですから、一概にドックに対する支援というのは現状ない。これは村がどう考えるかだけだと思いますけれども、総合的に国保医療の中でどう扱うかということについて、村としてもちょっと研究、勉強させてもらわないと、なかなかここでやります、やれませんかという判断は難しいかなと思いますので、村としてはどういった方向性があるのかを含めて勉強させていただきたい。そんな気持ちでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 最後にもう一度言っておきたいと思いますが、とにかく私自身もそうでしたが、やはり忙しくて仕事が優先で、どうしても自分の健康は後回しになりがち、自分は大丈夫だろうと思っていて、結局早期発見には至らないといった例は、本当に数多あると思います。そういったことを減らしていくというのが行政にとって非常に大事なことだと思っています。自分が健康の時は、どれがなんだかよく分からないと言ってしまえばそれまでですよ。全部やっておけばそれは安心だけれども、病気になって初めてその重要性っていうことに気づいていくわけです。

やはり分かりやすさ、それと占冠村は大きな病院から離れているということを考えれば、今

の車社会の中においては、自分が選べる日に提携病院が数か所あって、そういうところで受けられるという状態を作って上げられることは非常に重要なことだと思うんですね。もちろん、いろいろなところとの調整があると思うんですね。ただ、先ほど申し上げたように、人間ドック助成、人間ドックというように謳っている自治体のホームページを見ますと、非常に住民にとって分かりやすいようになっていると、占冠村は非常に分かりづらい状態にあると、こういうことも含めて、再度検討していただけたらということかどうか確認をしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠村の検診体制について、議員から大変分かりづらいというご意見をいただきました。村としても反省する中で、住民が分かりやすい、健診がいつでもどこでどういった健診を受けられるんだというのが分かるように考えると、議員がご提案の診療所だとか、がんセンターだとか、そういったところで本人が希望すれば受けられるような方式がないのかどうかも含めて検討はさせていただきますし、現状では受診可能な科目もあるようでございますので、これらのお示し方が悪くて分からないという部分も、議員のご指摘のとおりあるようですので、それも含めて改善をするようにしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 最後に、今、村長にお答えいただいて、もちろんそれが主旨でいいんですけど、人間ドックが分かりやすく安心感があるということなんですよね。そこに集約されているということなんです。そこについて検討いただけたらということを理解していいのか最後にもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この一般的にいう、人

間ドックというセットのメニュー、これについてどういったことが村としてできるのか、これは検討の余地はあるとは思いますが、現状で例えばいくらいくら助成するから行ってくださいとか、全額村で見ますから行ってくださいとかいうことの、回答は難しいと。ただ、議員のおっしゃるとおりドックの制度を生かした受診体制といいますか、こういったものがどういう形でできるのか含めて、村としても検討はさせていただきたいと思います。以上です。

○2番（藤岡幸次君） 議長、2番。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは早速一般質問をさせていただきます。二つありますが、まず一つ目でございます。双珠別地区農業の振興策について。今、私どもの住んでおります双珠別地区においては、農家戸数の減少、また、農業従事者の高齢化に伴い、村内においては最も疲弊、衰退著しい集落になりつつあるのかなと思います。そうした中で、占冠と牛農家の中心的役割を担っているのもまた双珠別地区なのかなと思います。この現状を踏まえ、将来の農地の在り方、また、担い手をどうしていくのか、村長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えしたいと思います。双珠別地区の農業振興についてということでご質問でございます。双珠別地区は、長年畜産経営の中核を担い、本村農業の発展に寄与されてきました。ここ数年、Uターン等で後継者が継承する明るい状況がある一方で、後継者不在の農家が離農するなど、担い手確保は重要な課題であると考えております。

持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくことが必要であることから、本年2月に農

業者を対象としてアンケートを実施し、検討委員会で検討する予定となっております。また、国の中山間地域等直接支払制度の活用について検討を進めておまして、この制度は農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等単位に農業地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額が交付される仕組みであります。詳細については今後になりますけれども、地域や農業者、農業関係団体とどういった取り組みができるか、意見交換を行いながら協議・調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、村長から村としての取り組みということの中で、いろいろな施策についてアンケートを含めて前進させていただきたいというような回答をいただいたかと思いますが、私が思っている部分は、要するに、農業をやっていくにあたり、私自身、齢60を過ぎまして、本当にできるのか不安もありましたけれども、農業をスタートさせております。

自分自身がやる中で、一番問題点となってくるのは、私の場合は親の残した土地があったので土地の問題はクリアできているのでその部分は越えてスタートできた。経済的な問題等がありますけれども、一番は土台となる農地がなければ新たなスタートはできないんですね。上手い具合に後継者がいれば、担い手がつながっていくんだけど、自分の子から孫へというのがある時代の形ではありましたけれども、村という中でとらえた話でも大事なところは、農業がきちんと将来にわたり継承していけるのかどうかところにあるかと思うんです。それがひいては地域に残っていくと。

常常々考えているのは、来るのも拒まず、去る者追わずだと。農業は私も初めてで、地域の中

で、村全体の中でも私のやっている農業は本当に小さな規模ですよ。それでもはっきり言って大変です。365日というところは付いて回る。これが畜産、和牛に限らず休みなしなのが農業です。これを次の世代の人たちがどう継承し、続けていけるのか。

また、経済的な問題というところがございまして、そういった中で農地の在り方、例えば、私が20年何とか這いつくばって、歯を食いしばってやりましたと。その先に、もし私ができなくなった時に、その時に土地をどう継承するのか。その時に受け皿をきちんと備えておいて、新しい方が土地を持たなくても農業ができる形も検討する必要があるのかなど。その部分をまず解決しなければ、村で実施しているいろいろな助成策を含め、新規就農という形で入ってこられる方が一番困るのは、まず、土地をどうすればいいのか、住む家はどうすればいいのか。その後、子ども、経済問題もついてきますけれども、スタートの一步がなければ何とかトライしてみたが、やっぱり無理だったという形に行きやすいのかなど。私自身、全部成功するとは思えません。半分どころか3分の1成功すれば大したものだと思っています。そのぐらい厳しい状況の中で、環境整備を進めていかないと前に進めることが難しいのかなどと思います。再度、村長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員がおっしゃるとおり、持続可能な農業をどう実現させていくのかということは、基本となる人と農地であるということでございます。そういった中で、村としてもさまざまな手法で、新規就農を含めて取り組んでおりますけれども、近年は小規模ながら本村で就農していただいている方もいらっしゃいます。小規模であっても生活のできる農業生産、農業活動が可能な状況をどう作ってい

くのかということも一つの宿題なのかなとも思っております。

そういった意味では、議員のようにUターンで就農される方々を含め、占冠村で農業が本当にできるのかという不安をどう解消するかというのが、村としても大きな課題だと思っております。これには特効薬はないと思っております。村としてできる各団体との協議や、農業関係者、そういった方々といろいろな意味で機会を通じて話をしているんですが、なかなか特効薬的なものがない。土地の集約化が進んでいるという状況もありますし、本村の農地面積というのは限られているのが現状でありますので、そういったものをどう全体で利用できるのかも含めて小規模でも営農できるような支援をするというスタンスを持ちながら、村としてはやりたいとは思っております。

そういった中で、農業振興事業ですとか、素牛の助成事業を含めて、あらゆる村としてできる助成事業を駆使しながら新規就農者を含めて、マネジメントもしながらぜひ解決できる方向で村としても努力したいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 非常に前向きな回答をいただきましてありがとうございます。今、村長の話の中にありました占冠村の農地は限られていると。問題は、農地に限った話をさせていただくと、常に農地というのは空いていく可能性がある。その時に集約をどうしていくのかということ、今、ある意味、村で所有されている農地があるのも承知していますけれども、ある程度大きな農家がリーダー的な役割を担ってやられている部分もあるんですけれども、それだけでは次の世代へ継承するというのに限界が出てくるのかなと。

農業というのは、一つには村における大規模

農家さんが数軒おられますけれども、先導的な役割を担うのかなと思うわけでありますが、大事になってくるのは小中規模なんだと。小中規模の農家の役割は、実は目に見えない部分が非常にありまして、そこに住んでいる方々というのは、ある意味村の守り役なんですね。そこに人が住んでいるから村の山火事の第一報者になれる可能性がある。いろいろな災害についても一番沢に近い、農地は比較的街から外れたところが多いですから、鉄砲水等も含めて、第一報者になれる可能性を持っていて、そういった行政と一体になって住民らと災害安全という言葉を出していくにあたり、一番先頭でそれをしていただけたというのが地域住民だと改めて、頭の中に思い直していただきたい。そういう人たちがいるからこそ守りができている。

村の中で、皆が中央地区に住んで、農業をやって商業をやっていれば行政のお金もかからないし、非常に良いんだけど、そういうことじゃなくて、広い面積、それぞれの地域になるべく集落を残し、そこで村としての強さをどう発揮していくかという努力が非常に重要なことだと思います。今、村の中でいろいろとやられていることは分かるんだけど、それだけじゃ小中規模の農家、そこに力を入れて、策を練っていかなければ必ず、民から民への農地の集約もいんだけど、それだけだと地域が消滅していくかなと。村の役割を担う人たちがいなくていいんだろうかと、そういうところが出てくる。

占冠村は中央、占冠、ニニウのかたまりがあり、トマムがあり、規模が小さいながら双珠別地区がある。三方の地区を持つことによって、占冠村というものの魅力を打ち出せる部分が、単に農業ということだけじゃなくてあるかと思えます。再度、村長の考え方をお伺いしたい。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 私の基本政策の中にも、

占冠の持続可能な農林業の振興ということによっております。そういった中で、小中規模の農業者にあっても本村で営農できるようなシステム、あるいは支援等をどう作っていくかということを考えながら、さまざまな会議において議論をさせていただいております。これからある意味、双珠別地区においてはUターンあるいは後継者等もできたということから、そういった方々が営農できるような支援体制、あるいはそういうスタンスを持ちながらこの農業政策を進める。あるいは新規就農希望者に対するマネジメントを含めた提案をできることからやっていくというようなことを考えなければならないと思っております。

議員が言われるような大事な役割を果たしている農業者の方々が、なかなか営農を続けられない環境になってきているというところをどう解消していくかというのも課題だと思いますので、私としてもそういったことがきちんと良い方向に向かうような努力をしてみたいと思います。大変具体性のない答弁になって申し訳ないんですが、現状は大枠での支援を含めた回答にしかありませんけれども、そういったことで理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 村長から具体的な回答になっていないと思うがということでしたが、私の聞き方も具体的になっていないからそういうことになったのかと思います。あまり細かい部分の聞き方をしてしまうと分かりづらくなるかなど、大枠をお聞きしたかったのでそういう聞き方をしたということもあります。

今、新規就農、後継者というのが一つの形なんだけれども、もう一方は、長くこの村に貢献し、その方が安心して引退なら引退できる形を作るのも地域住民、後から生まれて続くものの役割だなという思いがあるわけです。この土地

を次にやられる方にどうお渡しするのか、所有しないでできる形はないのか。村なら村のバンクに登録して、次の方がそこからお借りしてできると、それならば初期投資もいらないうらうと。村と賃貸すればいいでしょうと、農機具も含めて。新しく買ったばかりの農機具かもしれないけれど、実は年齢も来たから引退したいんだとご相談があった時には、それに乗ってあげられる仕組みづくりをぜひ、検討委員会なりを立ち上げ、確保いただきたいと思います。再度、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 農地の引継ぎ、農地バンク的な事業体に村が代わりになるかどうかは別にしても、実態が分からないんですが、村は基本的には農地は持てませんということで、農業委員会を通じて、法律的に契約をして、管理契約をしてお貸ししているという状況でございます。過去に一括してどこかで管理をして、欲しい人に貸すということができないかというお話も伺ったことがあるんですが、勉強不足で現実的なのかどうかを含めて分かりません。

今、藤岡議員が言われるように、農地がうまく離農者から新しい人へ引き継げるような制度、あるいは機械を含めた施設の利用ができる制度が本当に可能なのかも含めて、さまざまな委員会、農業者団体の委員会もありますので、その中でも議論していただく機会を作りながら、法律的なこともありますので約束はできませんけれども、そういった議論もする場があってもいいのかなと感じておりますので、そういったご期待に応えられるような方向で検討してみたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 6月からスタートということで、相当な難しい問題、私自身も農地法の中身をどれだけ知っているかということとはほ

とんど勉強不足の状態でございますので、しかしながらそれぞれの思いがあり、勉強していくと開ける道もあるのかなと思いますので、ぜひ相談させていただくので、地域の声をお聞きしながら村と一体となってやっていきたいと思っておりますので、ぜひ、その際のご協力をお願いしたいと思います。

続きます。質問2になります。双珠別住民センターの改善についてということで、地域住民の双珠別住民センター利活用について、住民の高齢化に伴って車いす利用などではセンターを利用しづらい、また、利用できないということが発生しており、コミュニティの維持・向上が図れない状況になっています。特に、玄関、廊下、トイレの改善策の取組みについてお話を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 双珠別住民センターの改善についてということのご質問でございます。双珠別住民センターに関しましては、行政区の集会など地域の皆さんに多く利用いただいているところでございます。議員がご指摘のとおり、地域住民の高齢化等に伴い、利用しづらい施設となっていることは承知しているところでございますが、そういった中で、ご希望もございまして平成26年度にトイレの水洗化工事を実施するなど、要望に応じた改修を行ってきたという現状になっております。バリアフリーに関しましては、建物の構造上、すべての改修は困難であります。早期改修が可能な玄関から集会所までのバリアフリー化を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、村長からバリアフリーについては話をした玄関、廊下についてはバリアフリー化に取り組んでまいりたいと回答いただいたかと思うんですが、まず、やってい

ただけるところからやっていただけるのが一番だと思うんです。すべて完璧でなければだめということではなくて。問題は、最初にアクセスする玄関が使えないのであれば、トイレを直したって意味がないでしょというところがございまして、まずは入り口のできるところをやっていただけるのが一番かなと思います。

お聞きしたいのは2点ありまして、大体どのくらいを目途にしてやっていただけるのかというのが1点です。

もう1点は、トイレについて、利用している中で、平成26年トイレ水洗化に伴い、スペースがどのくらいあるのかなと見ると改修しているのでそれなりのスペースがあります。しかしながら、入り口のアクセスが開き戸で車いすではスムーズには、介助者がいれば別だけれども使える状況ではないと。トイレも向き等の改修を図れば、先ほどからも話をしていますように、何人も一緒にそこを使うということは双珠別住民の状況からみてありますので、別の場所に作るのか、利活用するのがいいのかを含めて、トイレの改修については今すぐでなければ、検討、いくら費用がかかるのかはやっていただいて。スロープ等の玄関、てすり、いつ頃を目途としているのかお聞かせください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 玄関から集会所までのスロープ整備、段差解消につきましては、業者に指示をしまして調査をしているところでございます。

トイレは入り口が狭いという件でございますが、私たちも見て、狭いんですが、業者に見てもらったところ、壁から全部を補修しなければだめだということで、ここのところは早急にできるような状況にないというのが現状でありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、使われ方がそんなに長時間ではないことも事実なんですけど、トイレが使えないというのは深刻なことになるので、投票所も兼ねていますので、介助者が何人もいてやっとの思いでたどり着くという姿を目にしていると思いますけれども、それはまずいだろうということで、早急にやってくれるということですから、ぜひなるべくスピーディーな形で進めていただきたいというところです。

トイレの問題についてですが、壁から何からとうことで、前向きじゃないのかなというふうに聞こえましたので、しっかりしたもので安く、難しいことを言っているかもしれないけれども、将来的に双民館と併せて避難所的な使われ方もされることも考えたときに、災害時に使えるのかということも出てくるわけです。双民館に集約するのも一つの案だと思いますけど、双珠別川が通っているんで、何らかの形であそこが塞がれてしまったら行ったり来たりができないんです。そういったことを勘案していくと、慎重にいかないといけないうらなうところもありますので、トイレについてもちょっと難しいということではなく、引き続き検討し、前に進む形をとっていただかないと、必ず困る時が来ると思っています。答弁願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 双珠別の住民センター、双民館、二つとも避難所指定をされております。双民館においてはバリアフリーのトイレが設置されているということでご理解いただいておりますけれども、議員のご要望のトイレの改修については、しないということではなくて、それ相応の予算を確保してやらなければならない環境で、そういう建物の作りですということですので、しないということではありませんので、ご理解をお願いします。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） しないということではないということで、心強い思いをしましたので、まったく建物を作り替えるという発想をしてみようとまた進まなくなるので、必ず一部改修とかで乗り切れると思うんです。トイレは事が起きたときに非常に重要なスペースになってくるので、そこは検討、予算化についてよろしくお願ひしたいと思います。村長からはぜひ前向きに、至急予算化ということでお話をいただきましたので、質問を終わります。

○議長（相川繁治君） ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

○5番（下川園子君） 議長、5番。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。トマム地区の駐在所の設置について伺います。以前より、防犯対策、地域安全のため、駐在所の設置を要望しており、要望書の提出もしていただいているかと思いますが、その後の現在の進捗状況を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。トマム地区の駐在所の件でございますけれども、トマム地区における駐在所の設置要望につきましては、平成29年12月定例会において質問され、村としても積極的に北海道、北海道警察等を直接訪問し、要望活動を行いたい旨の答弁をしていたところでございます。要望書につきましては、内容の精査、調整を行いまして平成30年7月24日に私が上川総合振興局を訪問し、北海道知事及び上川総合振興

局長宛ての要望書を直接説明したうえ、手渡ししております。また、道警本部長、道警旭川方面本部長、富良野警察署長宛ての要望書につきましても私が富良野警察署を訪問し、直接説明のうえ要望書を手渡ししております。

その後、同年11月27日に道警本部から駐在所の設置については、人口の動態、事件、事故の発生状況等の治安情勢に加え、地域住民の利便性、地理的状況等を総合的に勘案しながら検討しているところであり、占冠村トマム地区における駐在所の新設についても同様の観点で検討を行うこととなるとの回答と同時に、この考え方の中で検討を進めているが、現時点で具体的に占冠村の駐在所の新設に向けた動きには至っていないとの回答を得ております。この回答にあたっては、上川総合振興局の地方創生部長より道としても引き続きさまざまな機会を通じて道警に要望の趣旨等を伝えていく旨、説明を受けたところでございます。

また、北海道からは、繁忙期における臨時の駐在所の整備や高速機動隊がトマムのインターチェンジの方向転換をする際、上トマム周辺を回ってもらうなど、段階的な取組みも有効との助言をいただいたところでございます。現状においては、すぐに駐在所の設置が実現するという状況ではございませんが、関係機関からの助言等も参考にしながら実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 今、ご説明をいただいたところ、安全対策として道警などが高速道路で転回する際などに一緒に回っていただけないことなんですか、それは今年度から実施していただけないという認識でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ここで申し上げましたのは北海道からの助言でございまして、そうい

った時期に高速機動隊が方向転換をする際にトマム周辺を回ってもらうなどの段階的な取組みも有効ではないかということで、これが具体的な話として進んでいるものではなくて、協議段階だということでご理解をいただければと思います。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 今後、村としてはトマム地区内、まだ駐在所が設置できないといえますか、設置する段階ではないという状況の中、これから機動隊などにパトロールしていただくですとか、そういった協議はしていく予定ですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 私としては、最後に申し上げましたけれども、地域のご厚志で土地まで寄付をいただいているということも振興局に申し上げておまして、ぜひ、駐在所の新設についてお願いをしたいということで、実現に向けて取り組んでいきたいということです。逃げ道を作りたくないと考えておまして、必要であればそういった方法も段階的な手段として取り入れることもあり得るのかな、くらいの話でございますので、もう少し相手方と交渉してみたいという思いでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） これから7月に向けて観光客がピークを迎えてくるかと思うんですけども、その際、防犯対策、安全管理という意味で子どもたちが下校する時間帯は駐在所の方がパトカーで来られて、待機して、安全管理をしていただいているところではあるんですが、かなりの車の台数がトマムインターを降りてから通過していくような状況です。駐在所ができるというのが一番の、私たちとしても安全安心が守られるなど思っているんですが、毎年、観光客の人は増えていて、外国人ドライバーとい

うのもすごく増えているので、早急な安全対策は必要かと思うんですね。なので、パトロールが現駐在所の方だとしても、機動隊の方であっても、早急に対応していただいたほうが良いのではと思うのですが、同時進行というのは難しいんでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 必要性については、議員のおっしゃるとおり、私もそういった観点で北海道、道警本部に申し上げて、要望しているというご理解をいただきたいと思いますが、当面、現駐在所は2名体制でいらっしやまして、1名がトマムにできる限り赴いて勤務するというような環境が大きく変化するという事は、現状ではないのかなど。村としてもできるだけそちらに赴く機会を増やししながら、中央地区、トマム地区を含めて警察の任を遂行していただきたいということで、署長にもお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 現在、道警も要望している中で、なかなかどこも見通しが立っていないような状況なのかと思うんですが、今後のスケジュール感としては、どのくらいを目途に何となく方向性が見えてくるというのはどのように考えますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 私としましては、状況も若干変わっていますので再度、要望する必要があると思っております。というのは、富良野警察署長、旭川方面本部長、北海道知事を含めて代わられましたので、再度要望をしたいなと思っておりますので、なかなか今年行って来年とかいうスケジュールはお示しできませんけれども、この実態を訴えることでしかこの解決はないと思います。そういったことで今言われたスケジュール感はお示しできませんけれども、

できるだけ取組みに尽力したいと思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 次の質問をさせていただきます。トマム地区の公園計画についてお伺いいたします。公園計画について、ワークショップなどを含め、約3年、4年稼働してきたところではありますが、あまり大きな動きが感じられません。今後、どのようなスケジュールで進めていく予定なのか、それと、公園計画を作る中ではフィールドづくりというのが一番最優先になるのではと住民は考えておりました。ただ、最優先事項が私たちの考えるものと違うと感じているんですが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トマム地区公園の計画でございますけれども、トマム地区公園につきましては、従来からワークショップの概要や経過、事業の現状や今後の見通し等について、議員の皆様にご説明をさせていただいております。また、予算特別委員会等では、年度の事業内容を説明させていただいてきたところでございます。平成30年度と本年度は、ワークショップの意見を参考に、ミナ・トマムエリア周辺の舗装撤去や路盤を中心に行うこととしております。

スケジュールについては、基本計画をもとに一定の予算を当面確保し、順次、住民の皆様との共同により整備を進めてまいりたいと考えております。

優先順位につきましては、ワークショップの議論を通じて、報告書もいただいておりますけれども、中核施設であるミナ・トマム周辺から取り進めていくこととしておりますので、まずはミナ・トマム周辺の整備を行い、それ以降は住民の皆様と協議しながら取り進めたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 来年度以降のフィールドづくりになっていくのかなと感じたんですが、これをするにあたって、住民ワークショップの中では今後もランドスケープの力を借りながら住民も一緒に公園を作り上げていくのではという認識でいたんですが、去年はワークショップがないままでした。ワークショップの開催がなかった理由を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 平成28年度から29年度にかけて行われました公園の基本計画を策定するために開催されたワークショップは、占冠村が発注した委託業者の一環として行われたものです。したがって、委託業務終了後も受託業者がそのままワークショップなどに参加し続けることは予定されておりましたので、その旨をご理解をいただきたいと思えます。

ワークショップでは、公園の整備は基盤となるミナ・トマム周りを中心に順次進めていくこととされておりまして、平成30年度はミナ・トマム周辺の路盤工事が予定されておりましたので、基本計画に大きな変更を生じないことからワークショップは開催せず、工事の周知のみを行ったものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） では、今後はワークショップというのは、住民活動の一環としてやっていきながら公園を作っていくという認識でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員がおっしゃったとおり、公園整備につきましては、地域を含めていろいろなお話を聞きながら進めるということになります。今、子育てのやつで森のようちえん等のワークショップを北大が計画をしております、そういったところでも公園の話もで

きるのかなということを考えておりますけれども、そういった一定のあらゆる機会を通じて、地域の皆さんのご意見をお聞きしたいということで考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 最後になりますが、こちらの全体、公園を最終的に仕上げていくという、完全にでき上るという形はないと思うんですけれども、最終的には何年くらいを目途に作っていく予定ですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 委託業務の中で、ワークショップされた報告書を見ますと、地域の中で地域活動としてさまざまな整備を行いながら、最終年度を39年度ということで報告をいただいております。私としては、あまりにも時間がかかりすぎるのかなと考えておりますので、村ができる範囲はなるべく短縮してやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

◎日程第4 承認第1号から日程第14 承認第11号

○議長（相川繁治君） 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から日程第14、承認第11号、専決処分につき承認を求めることについての件までの11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第1号から承認第6号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第

1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。本件は、富良野広域連合規約の一部を改正するものでございます。改正理由は、第3次富良野広域連合広域計画におきまして、広域連合の調査研究に関する事務のうち、国民健康保険事業及び介護保険事業に関することについて、今後調査研究を行わないこととしたことに伴いまして、その記載を削るものでございます。施行期日は、北海道知事の許可のあった日から施行するものとし、平成31年4月1日付で上地政第1号指令におきまして許可済みでございます。

続きまして議案書3ページをお願いいたします。承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

こちらにつきましては要旨の1ページから3ページでご説明を申し上げます。本件は、地方税法等の一部改正に伴いまして、占冠村税条例等の一部を改正するものでございます。内容につきましては、第1条において個人村民税の寄附金税額控除におけるふるさと納税の対象を総務大臣の指定する地方公共団体への寄附金とすること、住宅借入金等特別控除の控除期間を3年延長して13年とするものでございます。第2条におきまして、個人村民税で給与所得者等が単身児童扶養者に該当する場合に関しまして所要の整理を行うものです。また、軽自動車税においてグリーン化特例について現行制度を2年間延長して、軽自動車税の軽減を図るものとするものです。第3条におきまして、個人村民

税で単身児童扶養者を非課税対象に追加しまして、軽自動車税でグリーン化特例について令和4年から令和5年度分の対象を電気自動車に限り新設するものでございます。第4条におきましては、村税条例の改正に伴いまして、軽自動車税にかかります規定の整備を行うものでございます。第5条におきまして、大法人に対する申告書の電子申告による提出義務の創設に伴いまして、電気通信回線の故障、災害、その他の理由により電子申告ができない場合の規定を整備するものでございます。施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行することとしておりますが、第1条から第3条に関する規定につきましては、要旨3ページの表のとおりとなっております。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。承認第3号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

18ページをお願いいたします。本件は、過疎地域自立促進特別措置法第31条地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令などの改正に基づきまして本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、固定資産税の課税免除適用期間を2年間延長しまして、令和3年3月31日までとするものでございます。施行期日は平成31年4月1日からの施行としてございます。

19ページをお願いいたします。承認第4号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第

1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

20ページをお願いいたします。本件は地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の改正及び軽減判定所得の見直しのため、本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、医療給付費分に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものと、低所得者に係る軽減判定所得の見直しによりまして、国民健康保険税5割軽減、及び2割軽減の対象となる世帯の軽減基準について5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減対象となる世帯の所得判定基準については、50万円から51万円に引き上げるものでございます。施行期日は平成31年4月1日からとしております。また、本条例は平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしております。

続きまして21ページになります。承認第5号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

22ページになります。本件は平成30年度一般会計補正予算、第5号でございます。内容につきましては、債務負担行為の補正で23ページの第1表のとおり、旅客自動車運行業務委託料で設定しました限度額を8787万8千円から9636万7千円に変更するものでございます。

続きまして25ページをお願いいたします。承

認第6号、専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要しましたので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

26ページをお願いいたします。内容は、平成30年度占冠村一般会計補正予算、第6号で、歳入歳出それぞれ8980万円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ24億2330万円とするものと、地方債の変更6件でございます。

34ページをお願いいたします。事項別明細書におきまして歳入からご説明を申し上げます。

1款、1項、村民税において1目、個人は、現年課税分503万3千円、滞納繰越分で18万9千円の増額。2目、法人は、現年課税分4498万6千円、滞納繰越分で1万9千円の増額です。

1款、2項、固定資産税において、1目、固定資産税は現年課税分2181万4千円、滞納繰越分で68万2千円の増額です。

1款、3項、軽自動車税において、1目、軽自動車税は現年課税分15万7千円の減額です。

35ページです。1款、4項、村たばこ税において、1目、村たばこ税は現年課税分24万7千円の減額でございます。

36ページになります。2款、1項、1目、地方揮発油譲与税は1万3千円の減額。

2款、2項、1目、自動車重量譲与税は63万2千円の増額。

37ページです。3款、1項、1目、利子割交付金は3千円の増額。

38ページ、4款、1項、1目、配当割交付金は2万5千円の減額。

39ページ、5款、1項、1目、株式等譲渡所得割交付金は8万9千円の増額です。

40ページ、6款、1項、1目、地方消費税交

付金は7千円の減額。

41ページ、8款、1項、1目、自動車取得税交付金は223万4千円の増額です。

42ページです。9款、1項、1目、地方特例交付金は3万円の増額。

43ページ、10款、1項、地方交付税において1目、地方交付税は普通交付税567万6千円の減額、特別交付税は1636万9千円の増額です。

44ページです。11款、1項、1目、交通安全対策特別交付金は1千円の減額。

45ページです。13款、1項、使用料において1目、総務使用料は住民センター使用料で1千円の減額、地域情報通信基盤施設使用料2万円の増額。2目、民生使用料は保育料31万3千円の減額。3目、衛生使用料は火葬場使用料6千円の減額、汚泥再生処理センター残さ受入使用料101万1千円の増額。5目、農林業使用料はレクリエーションの森使用料1千円の減額、有害獣処理加工施設使用料22万9千円の増額です。

7目、土木使用料は村営住宅使用料377万1千円の増額、村営住宅使用料滞納繰越分11万2千円の増額です。

13款、2項、手数料におきまして1目、総務手数料は臨時運行許可手数料1万1千円の増額、諸証明手数料12万6千円の増額、督促手数料1千円の減額、情報公開手数料1千円の減額でございます。

46ページになります。14款、1項、国庫負担金におきまして1目、民生費国庫負担金は国保基盤安定国庫負担金38万9千円の増額、未熟児養育医療費国庫負担金30万2千円の減額、障害者自立支援給付費国庫負担金15万8千円の増額、障害者医療費国庫負担金22万5千円の減額、低所得者保険料軽減負担金1万6千円の減額、児童手当国庫負担金71万5千円の減額です。障害児入所給付費等国庫負担金22万円の減額、子どものための教育・保育給付費国庫負担金112万9

千円の増額、子ども・子育て支援交付金39万4千円の増額です。

14款、2項、国庫補助金におきまして1目、総務費国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金9万5千円の増額、地方創生推進交付金39万8千円の減額です。2目、民生費国庫補助金は市町村地域生活支援事業費国庫補助金2万8千円の増額、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金8万5千円の増額、地域子どもの未来応援交付金38万4千円の減額です。

47ページ、14款、3項、委託金において1目、総務費委託金は外国人登録事務委託金17万2千円の増額。2目、民生費委託金は国民年金事務委託金26万9千円の増額。

48ページ、15款、1項、道負担金において1目、民生費道負担金は、民生委員活動費道負担金8千円の増額、国保基盤安定道負担金110万4千円の増額、未熟児養育医療費道負担金10万4千円の減額、障害者自立支援給付費道負担金21万3千円の減額、障害者医療費道負担金25万7千円の減額、低所得者保険料軽減負担金8千円の減額、児童手当道負担金12万8千円の減額、障害児入所給付費等道費負担金11万3千円の減額、子どものための教育・保育給付費道費負担金211万円の増額、子ども・子育て支援道費交付金104万1千円の減額です。2目、保険基盤安定拠出金は25万1千円の減額でございます。

15款、2項、道補助金において2目、民生費道補助金は介護サービス利用者負担軽減事業道補助金21万6千円の減額、市町村地域生活支援事業費道補助金2万円の増額です。3目、衛生費道補助金は重度心身障害者医療給付事業費道補助金36万5千円、ひとり親家庭等医療給付事業費道補助金5万3千円、子育て支援医療助成事業費道補助金6万円の減額。6目、教育費道補助金は学校・家庭・地域の連携協力推進事業

費補助金2万1千円の増額です。

49ページ、15款、3項、委託金において1目、総務費委託金は道民税徴収取扱交付金13万5千円の増額、工業統計調査委託金1千円の減額、平成30年住宅・土地統計調査委託金8千円の増額、2020年農林業センサス委託金3万1千円の減額、経済センサス基礎調査4千円の増額、国勢統計実務検討会1千円の減額、知事・道議選挙委託金62万4千円の増額です。

50ページ、16款、1項、財産運用収入におきまして1目、財産貸付収入は村有地等貸付料114万9千円の増額、職員住宅貸付料21万4千円の増額、教員住宅貸付料9千円の減額、村有住宅貸付料48万円の増額、浄化槽貸付料9万3千円の増額、地域振興住宅貸付料334万6千円の増額、地域振興住宅（楓A）共益費61万9千円の増額、村有住宅貸付料滞納繰越分2万4千円の増額、地域振興住宅貸付料滞納繰越分13万6千円の増額です。2目、利子及び配当金は財政調整基金利子1万円の減額でございます。

16款、2項、財産売払収入におきまして1目、不動産売払収入は土地建物売払収入120万4千円の増額、間伐材売払収入98万円の減額、道路支障木売払収入54万3千円の増額です。2目、物品売払収入は指定ごみ袋売払収入1万3千円の増額。3目、生産物売払収入は木炭売払収入3万5千円の減額です。

51ページ、17款、1項、寄附金において1目、一般寄附金は1千円の減額です。3目、ふるさと寄附金は3万円の増額。4目、教育費寄附金は国際交流基金で30万円の増額。

52ページをお願いいたします。18款、1項、繰入金におきまして1目、財政調整基金繰入金は2290万7千円の減額。4目、農業振興基金繰入金は699万円の減額。5目、福祉基金繰入金は2497万円の減額。6目、環境保全と観光振興基金繰入金は478万8千円の減額。7目、林業振興

基金繰入金は2千万円。8目、減債基金繰入金は7千万円。10目、村営住宅基金繰入金は570万円の減額。12目、平和の村基金繰入金は2万円の減額。13目、テレビ難視聴対策基金繰入金は188万5千円の減額でございます。

53ページ、20款、3項、貸付金元利収入において3目、特殊林産物振興資金貸付金収入は35万円の増額。7目、奨学資金貸付金収入は147万6千円の減額、奨学資金貸付委金収入滞納繰越分1万円の増額でございます。

20款、4項、受託事業収入において1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は1万2千円の減額。

20款、5項、雑入において1目、雑入は養護老人ホーム被措置者徴収金13万9千円の減額、老人クラブ連合会等運転業務負担金1万9千円の減額、子育て応援事業利用料24万1千円の増額、人材育成等事業助成金8万8千円の増額、地域交流館電気料5万5千円の減額、JR占冠駅乗車券類発売手数料5万9千円の増額、村広報郵送料1千円の減額、重度心身障害者等医療給付費戻入86万6千円、入猟承認料65万円、市町村振興協会市町村交付金27万円の増額、旭川信用金庫占冠出張所電気料5万1千円の減額、いきいきふるさと推進事業24万8千円の減額、火葬場電気使用料1千円の増額、長寿健康増進事業費補助金28万7千円の減額、富良野地方自衛隊協力会負担金5万円、著作権利用料1千円、平成30年度北海道胆振東部地震他府県町村会等災害見舞金17万円、災害共済金161万4千円の増額でございます。3目、旅客自動車運送事業収入は富良野線旅客運賃57万4千円、富良野線手荷物運賃1千円、富良野線広告料1千円、トマム線旅客運賃14万7千円、トマム線手荷物運賃1千円、トマム線広告料1千円の減額でございます。

55ページです。21款、1項、村債におきまし

て1目、総務債は臨時財政対策債1007万5千円の減額、過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業分）910万円の減額でございます。3目、衛生費は村立診療所医療機器購入事業で30万円の減額。4目、農林業債は道営森林管理道アリサラップ支線開設事業負担金320万円の減額。6目、土木費は過疎対策事業債で村道トマム南1線改良舗装工事590万円、村道北6線改良舗装工事500万円の減額でございます。

56ページをお願いいたします。次に歳出についてご説明申し上げます。2款、1項、総務管理費におきまして1目、一般管理費は社会保険料等876万2千円、普通旅費43万4千円、特別旅費25万4千円、町村会特別会計分担金20万3千円、富良野広域連合負担金260万円、職員住宅等補助金143万4千円の減額。平和の村基金積立金60万円の増額です。2目、文書広報費は通信運搬費24万4千円の減額。4目、財産管理費は燃料費16万6千円、用地測量等業務委託料37万円、占冠村むらびと基金積立金106万円の減額です。5目、総合センター管理費は財源振替です。7目、企画費は通信運搬費100万円、顧問弁護士委託料70万円、パソコンリース料54万円、庁内電算リース料23万9千円、地域おこし協力隊機材リース料48万円、地域おこし協力隊研修負担金23万円、住民活動推進事業36万7千円の減額です。10目、旅客自動車運送事業費は財源振替。11目、諸費は高校通学者補助金76万5千円の減額です。57ページです。12目、地域交通運送費は予約型乗合交通委託料174万3千円の減額。

2款、2項、徴税費におきまして2目、賦課徴収費は常勤嘱託職員賃金39万円の減額です。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費において1目、戸籍住民基本台帳費、58ページ、2款、4項、選挙費、7目、知事・道議選挙費、2款、5項、統計調査費、1目、統計調査総務費までは財源振替でございます。

59ページです。3款、1項、社会福祉費におきまして1目、社会福祉総務費は福祉基金積立金2万円の増額、介護保険会計繰出金380万円の減額、国保会計繰出金160万円の増額でございます。2目、老人福祉費は在宅福祉推進事業委託料55万9千円、老人保護措置費47万円の減額。

3目、国民年金費は財源振替でございます。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費及び2目、保育所費は財源振替です。

60ページ、4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は診療所会計繰出金700万円の減額。2目、予防費、3目、環境衛生費及び4目、医療費は財源振替。5目、後期高齢者医療費は後期高齢者医療会計繰出金40万円の減額です。6目、診療所費は財源振替。

4款、2項、清掃費において2目、じん芥処理費は消耗品費40万円、修繕料50万円、最終処分場配管清掃委託業務27万円の減額です。

61ページ、6款、1項、農業費において2目、農業振興費は農業振興・新規就農等支援対策補助金75万7千円の減額。3目、畜産業費は畜産経営安定化事業補助金70万円の減額。4目、農業構造改善事業費は財源振替です。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は臨時雇上賃金67万9千円、常勤嘱託職員賃金24万4千円、処理加工施設管理除雪賃金2万3千円、保険料55万円、狩猟的価値発現による林業六次産業化推進事業42万1千円、冬期村有林調査用スノーモービル賃借料21万3千円、村有林整備重機賃借料38万9千円、砂利等36万9千円の減額。62ページになります。道営森林管理道アリサラップ支線開設事業負担金312万9千円、地域おこし協力隊研修等負担金42万円、林業振興基金積立金150万円の減額です。

63ページです。7款、1項、商工費において1目、商工振興費は修繕料57万6千円、トマム給油所指定管理料465万8千円、地域企業振興事

業補助金56万2千円、商工振興事業補助金38万8千円の減額。2目、観光費は財源振替です。

64ページをお願いいたします。8款、1項、道路橋梁費におきまして1目、道路維持費は燃料費103万4千円、修繕料332万4千円、村道等管理委託料84万9千円、村道草刈委託料4万5千円、村道除雪委託料108万6千円、道路雨水桝清掃業務3万3千円、道路台帳整備委託料13万円、支障木伐採委託料5万4千円、駐車料金等3万3千円、村道除排雪機械等借上料65万2千円、原材料費61万3千円の減額でございます。

8款、3項、住宅費におきまして1目、住宅管理費は燃料費72万3千円、光熱水費8万8千円、修繕料418万8千円、手数料45万2千円、消防設備点検委託料3万3千円、地域振興住宅浄化槽維持管理委託料14万3千円、村営住宅雪下ろし業務委託料24万5千円、債権回収委託料20万円の減額です。

65ページです。8款、4項、都市計画費において2目、生活排水処理費は下水道会計繰出金70万円の増額。3目、公園費は消耗品費15万1千円、光熱水費19万4千円、修繕料23万3千円の減額です。

66ページです。10款、1項、教育総務費において4目、育英事業費は奨学資金償還金積立金87万8千円の減額、国際交流基金積立金30万円の増額です。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は燃料費50万円の減額。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は燃料費50万円の減額。

10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は少年育成指導委員報酬10万円、67ページ、社会教育地域活動輸送業務委託料5万円の減額。2目、公民館費は臨時雇上賃金20万円、講師謝礼8万円、燃料費5万円、印刷製本費9万円、公民館地域活動輸送業務委託料8万

円の減額。3目、コミュニティプラザ管理費は臨時雇上賃金40万円、図書等雇上賃金15万円、修繕料8万円、屋根雪下ろし業務委託料7万円の減額でございます。

10款、5項、保健体育費におきまして1目、保健体育総務費は臨時雇上賃金3万円、スキー場開設等賃金30万円、スキー場管理賃金60万円、中央・トマムプール管理賃金30万円、燃料費30万円、光熱水費40万円、修繕料50万円、重機借上料7万円の減額でございます。

69ページ、12款、1項、公債費におきまして1目、元金は長期債年賦元金75万2千円の減額。2目、利子は長期債年賦利子167万4千円、一時借入金利子30万7千円の減額です。

70ページ、13款、1項、普通財産取得費において1目、土地取得費は土地購入費216万7千円、立木補償金98万8千円の減額です。

71ページです。14款、1項、職員費において1目、職員費は一般職給料396万3千円、一般職職員手当等72万9千円、特別職共済組合分55万円、一般職共済組合分734万6千円、一般職退職手当組合分335万5千円の減額です。

戻りまして27ページから30ページになります。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。続きまして31ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては第2表のとおり、臨時財政対策債1件、過疎対策事業債で過疎地域自立促進特別事業分ほか3件、辺地事業債1件、計6件を変更しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 承認第7号及び承認第8号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書73ページをお願いいたします。承認第7号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別

紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めめるものです。

74ページです。平成30年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第5号です。歳入歳出の総額からそれぞれ2190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4160万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。事項別明細にてご説明申し上げます。

78ページ、歳入です。1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年課税分で181万3千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分で33万4千円の減額、介護納付金分現年課税分で80万3千円の減額です。医療給付費分滞納繰越分は5万5千円の増額、後期高齢者支援金分滞納繰越分は2万円の増額、介護納付金分滞納繰越分は1万2千円の増額です。

79ページです。4款、1項、1目、保険給付費等交付金、普通交付金では2195万3千円の減額です。保険給付費等交付金、特別交付金ですが143万4千円の増額です。

80ページです。5款、1項、1目、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で209万8千円の増額、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で77万9千円の増額です。出産育児一時金繰入金は56万円の減額です。財政安定化支援事業繰入金13万円の減額、その他一般会計繰入金は58万7千円の減額です。2目、国保財政調整基金繰入金は11万9千円の減額です。

81ページです。7款、1項、1目、一般被保険者延滞金1万9千円の減額です。

7款、2項、1目、特定健康診査等受託料2万円の増額です。

82ページです。歳出でございます。2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費では1832万

5千円の減額です。3目、一般被保険者療養費は10万4千円の減額です。5目、審査支払手数料は4万5千円の減額です。

2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費では248万円の減額。3目、一般被保険者高額介護合算療養費は7万5千円の減額です。

83ページです。2款、3項、1目、一般被保険者移送費1千円の減額です。

2款、4項、1目、出産育児一時金は84万円の減額です。

2款、5項、1目、葬祭費は3万円の減額です。

84ページをお願いいたします。3款、1項、1目、一般被保険者医療給付費分、2目、一般被保険者後期高齢者支援金等分、3目、介護納付金分は財源振替でございます。

85ページ、5款、1項、1目、特定健康診査等事業費につきましても財源振替の内容です。

続きまして87ページ、承認第8号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めめるものです。

88ページをお願いいたします。平成30年度村立診療所特別会計補正予算、第3号でございます。今回、歳入歳出それぞれ650万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8400万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

92ページをお願いいたします。歳入でございます。1款、1項、1目、占冠診療所診療報酬収入、国民健康保険診療報酬収入現年度分で85万円の減額、社会保険診療報酬収入現年度

分で70万円の増額、一部負担金収入現年度分で60万円の減額、その他診療報酬収入現年度分で20万円の増額です。2目、トマム診療所診療報酬収入では、社会保険診療報酬収入現年度分で35万円の増額、後期高齢者診療報酬収入現年度分で175万円の減額、一部負担金収入現年度分で10万円の増額、その他診療報酬収入現年度分で20万円の増額です。

1款、2項、1目、占冠診療所諸検査収入、健康診断・予防接種で60万円の増額です。2目、トマム診療所諸検査収入では、健康診断・予防接種で44万円の増額です。

93ページ、2款、1項、2目、トマム診療所手数料では、各種診断書料で4万円の増額です。

94ページです。3款、1項、1目、衛生費道補助金ではへき地診療所運営費補助金で120万円の増額です。

95ページ、4款、1項、1目、一般会計繰入金で700万円の減額です。

96ページ、5款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金57万円の増額です。

97ページから歳出となります。1款、1項、1目、一般管理費、一般職の職員手当で10万円の減額、社会保険料・労働保険料で135万円の減額、共済組合分で10万円の減額、退職手当組合分で5万円の減額です。臨時雇上賃金5万円の減額、医師等で5万円の減額です。医師派遣謝礼につきましては165万円の減額です。費用弁償25万円の減額、特別旅費で35万円の減額です。研究会等会費で10万円の減額です。2目、占冠診療所管理費、燃料費で10万円の減額、光熱水費で10万円の減額、修繕料で25万円の減額です。通信運搬費5万円の減額、手数料で10万円の減額です。エアコン清掃・点検委託料8万円の減額、環境整備業務委託料2万円の減額、除排雪業務委託料で13万5千円の減額、産業廃棄物処理委託料で6万5千円の減額です。自動車リー

ス料は10万円の減額、一般備品購入費で10万円の減額です。

98ページです。1款、1項、3目、トマム診療所管理費、燃料費で10万円の減額、光熱水費で5万円の減額、修繕料で5万円の減額です。産業廃棄物処理委託料で4万円の減額、医師送迎委託業務9万円の減額、除排雪業務委託料12万円の減額です。

99ページです。2款、1項、1目、占冠診療所医療用機械器具費、消耗品費で10万円の減額、修繕料で10万円の減額、手数料で5万円の減額です。臨床検査業務委託料で15万円の減額、人工呼吸器リース料で10万円の減額です。医療機器備品購入費で10万円の減額です。2目、トマム診療所医療用機械器具費、超音波診断装置賃借料で10万円の減額です。5目、占冠診療所医療品衛生材料費、消耗品費で10万円の減額です。6目、トマム診療所医療品衛生材料費、消耗品費で10万円の減額です。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 承認第9号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書101ページをお願いいたします。承認第9号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書102ページです。平成30年度公共下水道事業特別会計補正予算、第4号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億690万円とするものでございます。

議案書107ページをお願いいたします。事項別明細により歳入からご説明いたします。2款、1項、1目、下水道事業、1節、現年度分13万

4千円の減額。2目、浄化槽事業、1節、現年度分4万円の増額でございます。

108ページです。3款、1項、1目、下水道事業国庫補助金、1節、資本整備総合交付金18万1千円の減額でございます。

109ページです。4款、1項、2目、浄化槽事業、1節、一般会計繰入金70万円の増額でございます。

110ページです。6款、1項、1目、下水道事業、1節、雑入、17万5千円の増額。

111ページです。7款、1項、2目、浄化槽事業、2節、下水道事業債130万円の減額でございます。

112ページ、歳出についてご説明いたします。1款、1項、2目、浄化槽費、9節、旅費、普通旅費で3万7千円の減額、11節、需用費、消耗品費1万5千円の減額、印刷製本費2万9千円の減額、12節、役務費、手数料で1万9千円の減額、14節、使用料及び賃借料、駐車代及び高速道路使用料2千円の減額、19節、負担金、補助及び交付金、個別排水処理施設担当者会議5千円の減額、23節、償還金、利子及び割引料、過誤納還付金1千円の減額でございます。

113ページです。2款、1項、1目、下水道費、13節、委託料、汚泥運搬処理委託料2万6千円の減額、マンホールポンプ点検委託料10万8千円の減額。2目、浄化槽費、11節、需用費、消耗品費2千円の減額、修繕料14万4千円の減額、12節、役務費、手数料7万4千円の減額、13節、委託料、浄化槽維持管理委託料17万3千円の減額、16節、原材料費、補修用砕石3万3千円の減額でございます。

114ページです。3款、1項、1目、下水道費、13節、下水道計画認可変更委託業務6千円の減額。2目、浄化槽費、13節、委託料、個別排水処理施設実施設計委託業務6千円の減額、15節、工事請負費、個別排水処理施設設置工事2万円

の減額でございます。

議案書戻りまして103ページと104ページになります。以上、説明した内容で第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。105ページです。第2表、地方債の補正で歳入歳出予算に計上した村債と同額の限度額補正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 承認第10号及び承認第11号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書の115ページをお願いいたします。承認第10号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

116ページをお願いいたします。平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号でございます。平成30年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ650万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9740万円とするものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明いたします。120ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款、1項、介護保険料におきまして、1目、第1号被保険者介護保険料、現年度分で18万9千円の減額、滞納繰越分で4万円の増額です。

3款、1項、国庫負担金において1目、介護給付費負担金で56万5千円の増額。

3款、2項、国庫補助金におきまして、1目、調整交付金で212万8千円の減額。2目、地域支援事業交付金、現年度分で77万4千円の増額。3目、事業費補助金で3万円の増額。

122ページをお願いいたします。4款、1項、支払基金交付金におきまして、1目、介護給付費交付金、現年度分で119万1千円の減額。2目、地域支援事業支援交付金、現年度分で18万7千円の減額。

5款、道支出金、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金で23万1千円の減額。

5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金で24万1千円の減額。

124ページをお願いいたします。7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金、現年度分で332万6千円の減額。2目、地域支援事業繰入金、現年度分で156万8千円の増額。3目、第1号被保険者保険料軽減分繰入金で3万2千円の減額。4目、その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金で201万円の減額。

7款、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金で20万円の減額。

9款、諸収入、3項、サービス収入、1目、介護給付費収入、居宅介護サービス計画費収入で24万円の増額。

9款、4項、4目、雑入で1万8千円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。126ページ、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は財源振替でございます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費で350万円の減額。3目、施設介護サービス等給付費で300万円の減額。

128ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費、3目、包括的支援事業費は財源振替でございます。

117ページにお戻り願います。補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上で承認第10号の説明を終わります。

続きまして、議案書の129ページをお願いいたします。承認第11号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

130ページをお願いいたします。平成30年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号でございます。平成30年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1830万円とするものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明いたします。134ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料において、1目、特別徴収保険料、現年度分は10万3千円の減額。2目、普通徴収保険料、現年度分で109万3千円の減額、滞納繰越分で5千円の増額。

3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、2目、保険基盤安定繰入金で34万9千円の減額。3目、その他一般会計繰入金で5万1千円の減額。

136ページ、4款、1項、1目、繰越金で9万1千円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。137ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金で保険基盤安定負担金30万円の減額、事務費負担金10万円の減額、保険料等負担金110万円の減額でございます。

131ページにお戻り願います。補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、承認第11号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明

を終わります。

ここで4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時10分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） それでは何点かお聞きしたいと思います。総務産業常任委員会でもお聞きした部分もありますけれども、これは専決処分ですから行政の側で議会の承認を得ずに進めたものということで、住民に知ってもらうことも重要だと思いますので、質問していきたいと思います。

まず、議案の34ページです。歳入の村税ですね。1款、1項、1目、1節の現年課税分、2目、法人の現年課税分、1款、2項、1目、固定資産税の現年課税分、503万3千円から449万8千円、2181万4千円と歳入が増えております。このあたりの説明をお願いしたいと思います。

続きまして、45ページ、13款、1項、3目、3節、最終処分場使用料101万1千円、汚泥再生処理センター残さ受入使用料増の理由についてお伺いいたします。

続きまして、50ページ、16款、1項、1目、財産貸付収入の1節、村有地貸付料114万9千円の内容についてお伺いいたします。

続きまして52ページ、繰入金全般に減額が生じておりまして、マイナス1億5726万円ということですので、この繰入全体がどういうことになっているのか、村民に分かりやすく一度説明をしてください。

続きまして、63ページ、7款、1項、1目、商工振興費の中の13節、委託料、トマム給油所

指定管理料がマイナス465万8千円になっております。トマム給油所がどういった運営になって、結果どうなったのか、住民も心配しているところでもありますので、内容について少し詳しく説明いただければと思います。以上、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 山本議員のご質問にお答えいたします。議案書63ページ、7款、商工費、1項、商工費、1目、商工振興費の13節、委託料、トマム給油所の指定管理料につきましてのご説明でございます。指定管理料としまして、年間当初960万円を支出しております。その後、現金担保ということで毎年250万円を積み立てすることとなっております、250万円を年度末に返金いただくという形になってございます。

また、出来高払いというんでしょうか、1年間の指定管理料で残金が出た場合につきましては、お戻しいただくということで、今回の返還金が年度末で165万8千円だったということでございます。したがって、現金担保の250万円と返還金の165万8千円、この二つを合わせまして465万8千円の返金になるということでございますので、実質的にはトマムスタンドの年間の運営費は500万円弱ということで運営されているという状況でございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 私からは総務課に關係する部分についてご説明いたします。まず、34ページになります。村民税の個人、法人、固定資産税の關係のご説明をいたします。村民税の個人増加につきまして、所得割で492万8千円の増額となっております。主にリゾート関連の人口増等もございまして、皆さん所得が増えてきております。その關係で所得割が増加して

いるという状況でございます。それから法人税につきましても主にリゾート関連になりますけれども、事業が好調であるというところで法人税の申告納税が増加しているということでございます。それから固定資産税になります。この度リゾート関連で新たな家屋ですとか、設備投資がございまして家屋、償却資産について2181万4千円の増加ということになってございます。

続きまして、50ページになります。財産貸付収入、土地建物貸付収入の村有地等貸付料は、当初予定しておりませんでした村有地の貸付が発生しております。工事業者等より村有地の貸付の依頼がございまして貸付しておりまして、114万9千円の増額となっております。

次に52ページになります。繰入金の減額についてになります。こちらにつきましては、当初予算の中で一般財源としまして財源の不足分を繰入金で充てるということで予算を組んでおります。当初で組みましてその後、補正をしながら今回、3月末の段階で事業の精算という形で行ってきております。結果、当初予算で見えておりました一般財源が繰入金することなく賄えるということになりましたので、その分の繰入金を落とすというような形でこのような処分をさせていただいております。財政調整基金については、一般財源ですので広く一般会計に使わせていただく予定をしておりました。その他、特定の目的基金でございまして関係する会計で予算を見ていたわけですが、事業精査等でその必要がなくなりましたので今回、減額をさせていただいております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書45ページ、13款、1項、3目、衛生使用料、3節、最終処分場使用料、汚泥再生処理センター残さ受入使用料の増加の件でございます。総務産業常任委員会でもご質問いただいて、説明が足りなかつ

たということもありまして、その後、衛生センターに聞き取りを行っております。増加の要因については、不適物の発生は生ごみの搬入量に比例して増加いたします。特に、夏から秋、7月から10月は搬入が非常に多く、分解の遅いとうきびの芯ですとか、すいか、メロンの皮が多く混入し、不適物増加要因の一つになっているところでございます。

平成30年度の増加要因が三つございまして、ひとつが9月6日に発生した北海道胆振東部地震による停電の影響によりまして、堆肥化施設の立ち上げに時間を要したことでございます。これについては停電の間発酵作業自体が止まってしまっ、ほぼ全量が堆肥化できなかったというところになっております。

二つ目が堆肥化施設一次発酵槽内部の緊急修繕ということで、これが6月から7月に行われております。これにつきましては、発酵槽の内部を空にしてから作業を行って、空の状態が発酵槽の運転をしておりますので、その期間は発酵もなかなか進まなくて不適物が増えてしまったということになります。

三つめが生ごみの破砕機の歯が摩耗しまして、その取り換えの修繕に時間がかかってしまい、不適物の増加要因となってしまったということでございます。発酵槽内部の修繕は年度内ですべて対策を実施しておりまして、31年度に入りましては平成30年度よりは不適物も少なく推移している状況でございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 先ほど山本議員からのご質問で、議案書63ページのトマムスタンドの委託料の戻し入れの関係、数字の読み間違いがございましたので修正させていただきます。先ほど、返還金を読み間違えまして、165万8千円と申し上げましたが、返還金は215万8

千円で、現金担保の戻し入れが250万円、合計465万8千円ということになります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 現金担保の件で250万円の現金担保を毎年受けて、最後に戻してもらおうという仕組みになっているということですが、この仕組みについてもう一度、住民に分かりやすいように、なぜそれが必要なのかということの説明をいただきたいと思えます。

もう1点、村有地の場所を分かる範囲で結構ですので教えてください。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 現金担保の関係でございますけれども、当該業界の慣習と申しますか、運用の問題でございまして、トマムスタンドの使用量、規模であれば概ねこの程度の預託金を現金担保として仕入れもとに差し入れると。そして安定供給を確保するという趣旨で毎年付けるものと伺っております。

○議長（相川繁治君） このままの状態を暫時休憩いたします。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時27分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お待たせして申し訳ございません。先ほどの村有地貸付料の具体的な場所ですけれども、一箇所だけではないんですが、駅前前の楓の前の村有地を工事業者に貸し付けておまして、そちらが主なものとなっております。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 78ページ、1款、1項、

1節、医療給付費分現年課税分181万3千円の減、2節、後期高齢者支援金分現年課税分33万4千円の減、3節、介護納付金分現年課税分80万3千円の減。

次のページ、79ページです。4款、1項、1目、保険給付費等交付金、普通交付金で2195万3千円の減となっております。これについてご説明お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 国保会計の内容についてでございます。国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、これにつきましては被保険者の異動等にもよって最終的な実績による保険税の収入ということですので。当初予算から見ますと被保険者の異動によってここまでの税収の減額があったということで、実績によります。

79ページの保険給付費等交付金につきましては、平成30年度の医療費についての費用ですが、北海道が平成30年度から負担するというので、村の国保会計上ではこの交付金額が医療費として収入、歳出でこの同額を保険給付費の医療費ということで計上しまして、実質的には相殺処理をするということになりまして、実質的な村の持ち出しはないということの仕組みになっております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 承認第1号から5号までの中のことですが、元号が平成から令和に変わったんですが、条例の中身に平成33年とか、平成45年が使われている条例となっているんですね。この変更はできないものなのか、平成を使っていけないとだめなものなのか、説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） ご説明を申し上げます。今回、専決処分ということで3月31日付で専決処分をさせていただいております。したがって、この段階ではまだ平成ということですので、元号は平成を用いております。その中で文言も、例えば平成33年とか出てきておりますけれども、こちらはまだ元号が平成の時代に制定されたものですので、平成の表記で行っております。仮に今後、条例改正等がございまして、令和にするかという議論はございますが、これに関しては国からも通達がございまして、特に平成を令和に変えるだけの改正はしなくてよろしい。あくまでも平成を令和に読み替えて運用することになっておりますので、今回については平成の時代に改正したものですので、平成という表記をさせていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第5号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第6号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第8号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第9号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第10号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第10号は原案のとおり承認す

ることに決定しました。

これから、承認第11号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第15 議案第1号から日程第23 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第15、議案第1号、財産の無償貸付についての件から日程第23、議案第9号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件、9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第4号及び、議案第6号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) それでは議案書139ページをお願いいたします。議案第1号、財産の無償貸付についてご説明を申し上げます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸付けることについて議会の議決を求めるものでございます。

無償貸付する財産、土地。所在、勇払郡占冠村字シムカブ原野48番6の内。面積、8097㎡。無償貸付の目的、国有林と民有林から搬出される木材の集積場所(共同土場)として、国有林と当村が連携して共同利用を図ることにより、効率的な木材供給体制の確保や有利販売等につなげていくことを目的とする。無償貸付の相手方、空知郡南富良野町字幾寅、上川南部森林管理署長。無償貸付の期間、貸付契約締結の日か

ら令和6年3月31日までとなっております。

続きまして、141ページをお願いいたします。議案第2号、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することについてご説明を申し上げます。本件は、平成31年3月31日をもって北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴いまして、本規約の一部を改正するものでございます。内容としましては、同規約第3条に規定します別表(2)一部事務組合及び広域連合の表から当該団体を削るものでございます。この規約は総務大臣の許可の日から施行することとしております。

続きまして143ページをお願いいたします。議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することについてご説明を申し上げます。本件は、平成31年3月31日をもって池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬祭組合が解散し、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退したことに伴いまして、本規約の一部を改正するものでございます。内容は、本規約第3条に規定する別表第1から当該団体を削るものでございます。この規約は総務大臣の許可の日から施行することとしております。

続きまして145ページをお願いいたします。議案第4号、北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することについてご説明を申し上げます。本件に関しましても議案第2号と同理由により規約を改正するものでございます。内容につきましては、本規約第2条及び第3条に規定します別表第1及び第2から当該団体を削るものでございます。この規約は北海道知事の許可の日から施行するものとしております。

続きまして149ページをお願いいたします。議

案第6号、占冠村森林環境譲与税基金条例を制定することについてご説明を申し上げます。本条例は、森林環境譲与税の創設に伴いまして、これを基金として積み立て適正に管理、運営するため規定するものでございます。他の基金条例と同様に基金の設置目的、運用に必要な積立額、現金の管理、運用益金の処理、繰替運用、処分及び委任について定めるものでございます。施行期日は公布の日から施行することとしてございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第5号については、企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 議案書の147ページ及び議案の要旨25ページをお願いいたします。議案第5号、占冠過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについてご説明申し上げます。内容につきましては議案の要旨25ページに基づきましてご説明差し上げます。1点目の変更理由でございますけれども、過疎対策事業債を活用し、占冠村自立促進市町村計画に基づく過疎地域の自立促進を図るため、必要な変更を行うものでございます。変更の内容につきましては、道営草地基盤整備事業の追加、2点目、占冠中学校グラウンド整備事業の追加、3点目、電子黒板整備事業の追加、4点目、公設塾ステップアップサポートゼミ開設事業の追加、5点目、求職者整備事業の追加、以上5点の過疎対策事業債を活用する可能性のある計画につきましては追加させていただくものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第7号及び議案第8号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書151ページをお願いいたします。議案第7号、占

冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明を申し上げます。議案要旨26ページをお願いいたします。改正理由でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により本条例の一部を改正するものであります。改正内容は、平成31年4月施行の同基準の一部改正により、放課後児童支援員認定資格研修について、政令都市の長を追加するものでございます。施行期日は、この条例は公布の日から施行するものとしております。

続きまして、議案書153ページをお願いいたします。議案第8号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明を申し上げます。要旨26ページ下段をお願いいたします。改正理由でございます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から一部実施しておりますが、平成31年3月29日付で政令等の一部改正が交付されたことにより、本年10月の消費税率増税に伴う財源の活用により、さらに軽減強化を行うものであります。

改正内容は、第1段階被保険者保険料を2万1千円、第2段階被保険者保険料を3万5200円、第3段階被保険者保険料を4万8000円の年額とするものでございます。施行期日は、この条例は公布の日から施行するもので、経過措置として改正後の占冠村介護保険条例第2条の規定は、平成31年度の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものであります。以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） 議案第9号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書155ページをお願いいたします。議案第9号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、有償旅客運送事業の運行区間であります富良野線において、村道東8線、12線川、2箇所停留所を新設し、当該停留所にかかる旅客運賃の割引について条例の一部を改正するものでございます。本則の改正は第10条に次の1項を加えるものでございます。4、富良野線を利用する場合に停留所の村道東8線から乗車するときは双珠別、12線川から乗車するときは福珠橋前で乗車したものと、また、双珠別で降車するときは村道東8線、福珠橋前で降車する場合は12線川で降車したものととしその運賃を適用するものでございます。なお、1便には適用しないものでございます。条例の施行期日は公布の日から施行し、許可の日から適用するものでございます。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

◎日程第24 議案第10号から日程第26 議案第12号

○議長（相川繁治君） 日程第24、議案第10号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件から、日程第26、議案第12号、令和元年度村立公共下水道事業特別会計補正予算、第1号までの件、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第10号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書157ページを

お願いいたします。議案第10号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。令和元年度占冠村一般会計補正予算、第1号は、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ29億6400万円とするものでございます。

162ページをお願いいたします。以下、事項別明細書により歳入からご説明申し上げます。2款、3項、森林環境譲与税は新設によりまして235万1千円の増額でございます。

163ページ、14款、2項、国庫補助金において2目、民生費国庫補助金は障害者総合支援事業費国庫補助金53万5千円の増額。4目、土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金540万円の減額。7目、商工費国庫補助金はプレミアム付商品券事業費補助金265万4千円の増額。

164ページ、15款、1項、道負担金において1目、民生費道負担金は民生委員活動費道負担金1万円の増額。

165ページです。19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金485万円の増額でございます。

166ページです。次に歳出についてご説明を申し上げます。2款、1項、総務管理費において、1目、一般管理費は消耗品費8万円の減額、全自動印刷機借上料4万7千円の増額。4目、財産管理費は旧農業倉庫消防用設備等保守点検委託業務5千円の増額、ミナトマム消防用設備等保守点検業務1万円の増額、AEDリース料7万6千円の増額でございます。5目、総合センター管理費は、総合センター改修事業設計委託業務159万5千円の増額、双珠別住民センターAEDリース料6万円の増額でございます。7目、企画費は特別旅費17万4千円の増額。11目、諸費は防災メール配信サービス使用料26万2千円の増額です。

2款、2項、徴税費において2目、賦課徴収

費は常勤嘱託職員賃金39万円の減額。

167ページです。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は占冠村民生委員推薦会委員報酬1万3千円、手数料1万6千円、障がい者自立支援システム法改正対応改修委託業務53万6千円の増額。

168ページです。4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は地域センター病院産婦人科医師確保負担金30万6千円の増額。2目、予防費は消耗品費5千円、印刷製本費4万3千円、通信運搬費1万5千円、手数料8万7千円、風疹予防接種費用助成59万9千円の増額です。

169ページになります。6款、1項、農業費において2目、農業振興費は、農業振興・新規就農等支援対策補助金314万円の増額。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は消耗品費27万円、通信運搬費5万6千円、小規模治山事業に関わる複写機等借上料12万8千円、花木センター撤去工事274万円、森林環境譲与税基金積立金235万1千円の増額です。

170ページになります。7款、1項、商工費において1目、商工振興費は消耗品費6万円、通信運搬費14万円、プレミアム付商品券事業委託料280万円の増額です。

171ページになります。8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は社会資本整備総合交付金工事1320万円の減額でございます。

172ページ、10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は常勤嘱託職員賃金4万8千円、消耗品費3万円、手数料2万6千円、パソコンデータ消去処分22万2千円、学校教育用務備品購入費26万5千円の増額です。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は消耗品費7万8千円、修繕料31万6千円、通信運搬費8万4千円、手数料59万7千円、教職員PCリース料40万7千円、小学校学校管理

備品購入費7万4千円の増額。

173ページになります。10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は消耗品費8万円、修繕料30万9千円、手数料62万7千円、教職員PCリース料42万8千円、一般備品購入費1万9千円の増額でございます。

10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は臨時雇上賃金60万円の減額。2目、公民館費は公設塾ステップアップサポートゼミ委託料12万6千円の増額でございます。

戻りまして158ページ、159ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第11号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書175ページをお願いいたします。議案第11号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の提案理由の説明をいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8720万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

事項別明細、179ページをお願いいたします。歳入ですが、5款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金で20万円の増額です。

180ページです。歳出でございます。1款、1項、1目、一般管理費におきまして医師等賃金で300万円の減額、医師派遣謝礼200万円の増額、旅費ですが費用弁償で33万円の増額、普通旅費で4万円の増額です。食糧費2万円の増額、その他使用料及び賃借料で20万円の増額です。道補助金返還金50万円の増額です。3目、トマム診療所管理費におきましては医科用コンピュー

タ保守点検業務委託料で11万円の増額でございます。以上、ご提案申し上げますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第12号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書の181ページをお願いいたします。議案第12号、令和元年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億420万円とするものでございます。

議案書185ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。5款、1項、繰越金、1目、下水道事業、1節、繰越金、前年度繰越金で10万円の増額でございます。

186ページです。歳出のご説明をいたします。2款、1項、施設管理費、1目、下水道費、12節、役務費、手数料で10万円の増額でございます。

議案書戻りまして182ページと183ページでございます。以上、説明した内容で第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後5時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 元 年 7 月 3 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

令和元年第3回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和元年6月19日（水曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	財産の無償貸付について
日程第2	議案第2号	北海道市町村退職手当組合理約の変更について
日程第3	議案第3号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第4	議案第4号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第5	議案第5号	占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて
日程第6	議案第6号	占冠村森林環境譲与税基本条例を制定することについて
日程第7	議案第7号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第8号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第9号	占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第10号	令和元年度占冠村一般会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第11号	令和元年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第12号	令和元年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13	決議案第2号	議会広報特別委員会設置に関する決議について
日程第14	意見書案第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第15	意見書案第3号	2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第16	意見書案第4号	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第17	意見書案第5号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
日程第18		議員派遣の件
日程第19		閉会中の継続調査・所管事務調査申出
追加日程第1	議案第13号	工事請負契約を締結することについて

○出席議員（8名）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	山本敬介君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君		7番	児玉真澄君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	地 域 振 興 対 策 室 長	藤 田 尚 樹
農 林 課 長	平 岡 卓	林 業 振 興 室 長	根 本 治
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	小 尾 雅 彦
福 祉 子 育 て 支 援 課 長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕	職 員 厚 生 担 当 主 幹	森 田 梅 代
財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏	企 画 担 当 係 長	佐 々 木 智 猛
商 工 観 光 担 当 係 長	橘 佳 則	農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環 境 衛 生 担 当 主 幹	後 藤 義 和	戸 籍 担 当 係 長	竹 内 清 孝
国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村 立 診 療 所 主 幹	小 瀬 敏 広	社 会 福 祉 担 当 主 幹	野 原 大 樹
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	石 坂 勝 美

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学 校 教 育 担 当 主 幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

（農業委員会）

事 務 局 長 平 岡 卓

（選挙管理委員会）

書 記 長 多 田 淳 史

（監査委員）

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	児 玉 眞 澄
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

開会 午前10時00分

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

ここで、昨日、提案の議案について一部修正がありますので、総務課長より説明願います。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 昨日、ご提案申し上げました議案の一部に読み間違えがございましたので訂正のご報告をいたします。内容につきましては、議案第2号から第4号までの題名の訂正でございます。まず、議案第2号ですけれども、提案時に北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することについてと申し上げましたが、正しくは、141ページの議案書のとおり、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてが正しいものでございます。

続きまして、議案第3号になります。こちらにつきましても、昨日の提案時に、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することについてとご説明申し上げましたが、正しくは、143ページの議案にございますとおり、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてが正しいものでございます。

最後に、議案第4号になります。こちらにつきましても、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することについてということでご説明させていただいていましたが、正しくは、145ページの議案のとおり、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてが正しいものでござい

ます。議員の皆様方には、議案書の表紙になりますが、付議事件の訂正、要旨の23ページ及び24ページについて差し替えをさせていただきたいと思えます。今後、このようなことがないように十分気を付けたいと考えておりますので、本日は訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、財産の無償貸付についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 総務産業常任委員会でも議論してきたところですが、国有林との提携ということで、今までにない新しい動き、それから今後、これらに終わることなく新たな国有林との提携が進んでいくということでは大変期待をしているところです。

問題点というか、危惧されることが2点ほどあります。まず、1点は、総務産業常任委員会でも申しましたけれども、雨の時期とか春先、雪解け時期に土場に木材が搬入されることによって、国道等に車に付いた土石がそのまま国道に付くということで、大変汚れた状況が出てくると。これらについてどういう対応をしていくのか。例えば、雨降りとか融雪時期については、土場搬入を一切やらないとか、天候の良い時だけ使用してもらおうとか、土場が乾いているときに使用するか、いろいろな取り組み方はあると思うので、考え方を整理していただきたい。

それから二つ目は、木材が搬入されるわけですから土場の中に樹皮、木の皮がはがれてたくさん落ちると。売れない木をいつまでも置いておくと皮がどんどんはがれていって堆積すると。それらは溜まれば処理しなければいけない。当然、産業廃棄物として出てくるわけです。これ

らについては土場の搬入によって出てきた部分を国が処分をするのか、または貸している村が処分をするのか。その辺が明らかになっていないわけです。当然、話し合いの中できちんと事前にやっておかなければ後でいろいろな問題が出てくると思いますので、2点についてどういう考え方で取り組んでいくのか伺います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） ご質問に回答させていただきます。1点目は、泥水対策だと思います。今、まさに共同土場につきましては上川南部森林管理署とさまざま協議を進めているところでございます。泥水対策につきましては、例えばグレーチングの設置、横断こうの設置などを検討しておりまして、住民生活に支障がないように検討を進めてきているところでございます。それ以外についても、安全対策等、今後につきましても運営会議等を通じて上川南部森林管理署と協議を進めていきたいと思っております。

2点目の、木材の搬入に伴って発生する樹皮、あるいは伐根等、さまざまあると思います。これにつきましては長年使ってくると堆積するものでございますので、こういった処理の方法、例えばバイオマスだとか、そういった部分の処理も含めて今後、上川南部森林管理署と十分詰めて、支障のないような形でじっくりと慎重に対応していきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありますか。

7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 2点ほどお伺いいたします。まず、1点目につきましては、この土場は花木センターを撤収してこの土場に供するということかと思いますが、花木センターの撤収

につきましては274万円の費用がかかるとういことになっています。つまり、274万円の原価をかけて土場を設置する。その効果は果たして見合っているのか、これが第1点。

続きまして第2点でありますけれども、この土場の管理につきまして、管理方法をどのように行うのか。一般の方が立ち入ることもあるかと思っておりますけれども、そのへんの規制等も含めてどのように対処するのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） ご質問に回答させていただきます。一つは花木センターの撤去の関係だと思います。これにつきましては、今回、上川南部森林管理署と連携をして、共同土場を設置することに伴いまして、木材の転倒等により例えば施設を損傷させる恐れがあること、また、そもそも施設自体の老朽化がかなりしておりまして、現状、物置として使っている状況でございますので、今回、老朽化した施設の解体撤去、産業廃棄物としての分別処理、そういうものも含んだ予算で計上させていただいております。

土場のメリットとしましては、村有林材のPR、国有林と連携した今後のメリットの創出、そういうものも含んでさまざまな民有林と国有林のまず出発点と考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

それから、共同土場の管理につきましてです。必要なのは安全対策と考えております。周囲に木柵を設置し、車両等の通行もございまして入り口にゲートを設置して安全管理を図ってきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、財産の無償貸付についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長(相川繁治君) 日程第2、議案第2号、北海道市町村退職手当組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、北海道市町村退職手当組合理約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長(相川繁治君) 日程第3、議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから、議案第4号、北海道市町村総合事務
組合規約の変更についての件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって議案第4号は原案のとおり可決し
ました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、
占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変
更することについての件を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありません
か。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 教育振興の部分での質
問になります。変更後のところに占冠中学校グ
ラウンド整備事業というのがありますが、小学
校のグラウンドは別の項目で事業計画がありま
して、ここに中学校グラウンドが入ってきて、
トمام学校の校庭の整備は記載がないんですが、
なぜトمام学校だけない状況なのでしょう。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 下川議員の質問に
お答えいたします。屋外運動場、今回、中学校
グラウンドの整備事業が掲載されております。
過去に中央小学校で暗渠整備の改良工事をいた
しまして、水はけを良くしております。中学校
の実態としましてもあまり水はけの良い状況で
はございませんので、設計委託としてかかる部
分を計上しまして、今後、暗渠の改良工事が必
要かどうかを確認するため、計画に掲載させて
いただいております。

トمام学校につきましては、水はけの関係等
についてトمامのグラウンドは使用できてい
ると確認が取れております。ですので、こちらで
の計画の計上はせず、トمامグラウンドの不備
がありましたら状況によって通常予算の中の修
繕等で対応してまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村過疎地域自立
促進市町村計画の一部を変更することについて
の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、
占冠村森林環境譲与税基金条例を制定すること
についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません
か。

4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 1点お伺いしたいと思
います。今回、森林環境譲与税の新しい税がで

きたことで基金を創設するということですが、主にも、主にもどういったふうにかつ村内で使われているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） ただいまのご質問に回答いたします。基金を創設後の使用の関係ということでございますけれども、地域の実情に応じて法令の定める範囲ということで、国の指定がございまして、いわゆる私有林の森林整備、それからその促進に関する費用、例えば普及活動だとか、そういったことも含まれます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 道からの指針みたいなものを目にしたことがあるんですけども、あくまで今までの仕組みの中ではなかなか手が届かなかった部分に充てていくというようなことが書かれていたのと、木材関係の普及啓発とか、そういったことにも使っていけると書かれていたんですね。村の中で具体的にどのような形で使われていくのかなという疑問を持ちましたので、再度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） 村の譲与税が少額ということもございまして、今後、意向調査を実施しまして、まずは把握作業を進めて、今後必要な実施メニューについて検討をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありますか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 森林環境譲与税230万円は、これは毎年入るのかということと、どのくらい貯まってから運用するのかお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） ただいまの質問に回答いたします。今年度は230万ということで、今後3年間は230万程度で推移するのではないかと試算されております。

今後の利用の関係についてですが、森林整備にはそれなりのお金がかかります。ですので、今後、意向調査をして、どのくらいの森林整備が必要なのか、どのような扱い方をするのかも含めて検討が必要だと思っております。現状として、何年ほど基金で貯めるのかということまでは想定できないという状況でございます。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村森林環境譲与税基金条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7号、

占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第9号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、大谷元江君。

○1番(大谷元江君) 利用者にとって良いことだと思っております。公布の日から施行、許可の日からの適用ということですが、この許可はどのくらいに下りるのか分かりますか、教えてください。

○議長(相川繁治君) 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長(小林昌弘君) 大谷議員のご質問にお答えいたします。今後の許可の日までのスケジュールですけれども、本議会において議決をいただければ、この後、運輸局に申請の手続きを進めてまいります。概ね許可が1か月半くらいかかるだろうと言われておりますので、実際の運用に関しましては今年の秋くらいになるという予定でございます。以上でございます。

○議長(相川繁治君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第10号

○議長(相川繁治君) 日程第10、議案第10号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、山本敬介君。

○4番(山本敬介君) 何点かお伺いしたいと思います。まず、議案書163ページ、14款、国庫支出金、2項の7目、商工費国庫補助金、プレミアム付商品券事業費補助金が265万4千円あります。これと同様ですけれども、170ページ、商工費の中にプレミアム付商品券事業委託料280万円があります。プレミアム付商品券について内容をお伺いしたいと思います。

続きまして、169ページ、6款、農林業費の1項、2目、農業振興費の中の農業振興・新規就

農等支援対策補助金の314万円の内容についてお伺いしたいと思います。

続きまして、172ページ、10款、教育費、2項、小学校費の中の学校管理費、まず、11節、需用費の中の修繕料31万6千円の内容、14節、使用料及び賃借料の教職員用PCの40万7千円、台数をお知らせください。18節の学校管理備品7万4千円についても教えてください。

続きまして173ページ、3項、中学校費の中の11節、需用費の中の修繕料30万9千円、14節の教職員用PCの台数、42万8千円。18節の備品購入費の1万9千円についても内容をお知らせください。

同じページの10款、4項、2目、13節、委託料、公設塾ステップアップサポートゼミ委託料の12万6千円の内容について教えてください。以上です。

○議長(相川繁治君) 農林課長、平岡卓君。

○農林課長(平岡 卓君) 議案書169ページをお願いいたします。6款、1項、2目、農業振興費の農業振興・新規就農等支援対策補助金314万円増額の内容でございますけれども、農業振興補助で小規模の土地改良で14万、それから新規就農対策で施設整備にかかる経費ということで300万、合わせて314万円の増額となっております。

理由ですけれども、当初、計画になかった施設整備が必要になったということで、新年度予算については、例年11月頃に予算を上げるものですから、その時点では施設整備の部分が明らかになっていなかったということで今回補正を上げさせていただいたということになっております。以上です。

○議長(相川繁治君) 教育次長、合田幸君。

○教育次長(合田 幸君) 山本議員のご質問にお答えいたします。172ページ、10款、2項、小学校費の1目、学校管理費の需用費、修繕料

31万6千円でございます。こちらにつきましては、中央小学校の給食車の搬入口の修繕に使用します。

同じく学校管理費の14節、教職員用PCの台数ですけれども19台を予定しております。

同じく18節、備品購入費、7万4千円につきましては中央小学校の屋外時計が壊れておりますので、設置する予算として計上させていただいております。

次に173ページ、3項、中学校費、1目、学校管理費におきまして、11節、需用費の修繕料30万9千円につきましては、占冠中学校の給食車の搬入口の修繕でございます。

14節の教職員用PCの42万8千円の台数ですけれども、20台を予定しております。

同じく18節、備品購入費1万9千円につきましては、占冠中学校におきましてサーバー用のバッテリーの交換が必要となりましたので予算計上したものでございます。

10款、4項、社会教育費、2目、公民館費、13節、委託料の公設塾ステップアップサポートゼミ委託料につきましては、トマム学校におきまして児童生徒が増えまして、対象者が6年生なんですけれども塾に通うと。4月に転入してきた分でございます、送迎の分、中学校と小学校で塾の時間が違うものですから、それぞれ送迎が必要となりまして、今回計上したものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず、163ページのプレミアム付商品券事業費補助金でございますけれども、本年10月から予定されている消費税の増税に合わせた国の貧困等の対策ということで、国の取組みとして行われるということでございます。具体的な265万4千円の金額につきましては

は、本年1月23日付で国から示された目安額をそのまま入れているという状況でございます。

170ページで予算付けさせていただいているところでございますけれども、事業の概要としまして、国から示されているのは、まず、対象者としましては2パターンございまして、一つは住民税の非課税世帯、もう一つは3歳未満の子がいる世帯が対象者となっております。実施時期は、本年10月1日から来年の3月31日までの各市町村が定める期間とされております。購入限度額につきましては、1世帯あたり2万円で2万5千円の買い物ができるという内容で国から示されているという状況でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 169ページの農業振興の新規就農の件で、土地改良の小規模事業の14万と施設の300万ということですが、同じ方なんですか。どういった施設に300万がかかるのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（相川繁治君） 農林課長、平岡卓君。

○農林課長（平岡卓君） 山本議員の質問にお答えいたします。まず、同じ方なのかということですが、別々の方。小規模土地改良で1戸の農家、新規就農で1戸の農家ということで2戸の農家がそれぞれ別の事業を行うということです。

施設整備でございますけれども、具体的にはD型ハウス1棟とプレハブの冷蔵庫の整備ということで300万円の計上をしております。以上です。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありますか。

6番、小林潤君。

○6番（小林潤君） 2点確認したいと思っております。1点目ですけれども、議案書166ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、5目、総合センター管理費の13節で委託料、総合センター

改修事業設計委託業務が計上されておりますけれども、総合センター内の箇所と内容についてお聞きしたいと思います。

それからもう1点、議案書173ページ、10款、教育費、4項、社会教育費、1目、社会教育総務費の7節、賃金で臨時雇上賃金60万円の減額となっております。当初予算で190万7千円を計上しておりました。60万と言いますと3分の1弱の減額となりますので、この時期にこの60万を減額した理由をお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 私からは166ページ、総合センター管理費の委託料の説明をいたします。総合センター改修事業設計委託業務ということで159万5千円を計上させていただいておりますが、内容としましては、総合センターの雨漏りの関係で防水工事が可能かどうかというところ、それから、総合センター内のトイレの改修によって、バリアフリーによるトイレの設置が可能かどうかということで検討するための設計委託料でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 小林議員のご質問にお答えいたします。議案書173ページ、10款、4項、社会教育費、1目、社会教育総務費の7節、賃金、60万円の減額でございます。こちらにつきまして、当初2名の雇上げを予算計上しておりましたけれども、5月より部署異動によりまして教育委員会で1名減となりましたので減額させていただいたものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありますか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 議案書172ページ、10款、教育費の2項、小学校費、14節の使用料及び賃

借料のパソコンの台数をお聞きしておりましたけれども、次の173ページ、中学校費も14節の使用料ですけれども、小学校は19台、中学校は20台と、教職員用ということですが先生の数がかこれほどいないのになぜこの台数なのか、理由の説明をお願いします。

小学校の12節役務費の手数料、59万7千円の内容、中学校費の12節、役務費の手数料62万7千円の内容をお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 大谷議員の質問にお答えいたします。まず、172ページ、小学校費、学校管理費の14節、使用料及び賃借料、教職員用PCの40万7千円につきまして、台数としては19台。教職員の数と見合わない部分がございますけれども、どうしても予備用として台数を確保しておかなければならないことと、兼務発令をしている関係上、職員が移動して使う部分がございますので、現職員の人数よりも多い台数を用意することとしています。173ページにあります中学校費の台数につきましても同様の理由でございます。

小学校費、学校管理費の役務費、手数料59万7千円につきましては、大きいのが職員用パソコン設定につきまして賃借する19台分の設定の使用料と、小学校につきましては中央小学校の屋外時計を備品として購入するわけですけれども、取り換えるときの手数料がかかりますので計上しております。

173ページ、中学校費、学校管理の12節、役務費、手数料62万7千円の内訳につきましては、教職員用PCのパソコン設定20台分と、中学校の物置の配置、廃棄をする必要がございます、その手数料がかかるので計上しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第10号は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 議案第11号

○議長(相川繁治君) 日程第11、議案第11号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第11号は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 議案第12号

○議長(相川繁治君) 日程第12、議案第12号、令和元年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第12号、令和元年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第12号は原案のとおり可決しました。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長(相川繁治君) 休憩全に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 決議案2号

○議長(相川繁治君) 日程第13、決議案第2号、

議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 決議案第2号、議会広報特別委員会設置に関する決議について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。令和元年6月19日、占冠村議会議長、相川繁治様。提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同、大谷元江、同、藤岡幸次、同、五十嵐正雄。

議会広報特別委員会設置に関する決議。次のとおり、議会広報に関する特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、議会広報特別委員会。2、設置根拠、地方自治法第109条及び占冠村議会委員会条例第4条。3、目的、住民に議会の活動を理解してもらうため、議会広報に関して、発行及び調査研究を目的とする。4、委員の定数、4名（前期）。5、設置期間、本委員会は、議会の閉会中も開会できるものとし、本件の目的を達成するまで継続し、議員の任期満了までとする。以上です。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議案第2号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、山本敬介君ほか、3名から提出さ

れました議会広報特別委員会設置に関する決議については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、山本敬介君、大谷元江君、藤岡幸次君、五十嵐正雄君、以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会広報特別委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩中に議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時08分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので報告します。委員長に山本敬介君、副委員長に藤岡幸次君。以上で報告を終わります。

◎日程第14 意見書案第2号から日程第17 意見書案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第14、意見書案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件から日程第17、意見書案第5号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書までの件、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。意見書案第2号については、山本敬介君。

○4番（山本敬介君） 意見書案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和元年6月19日提出、提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、藤岡幸次。内容を要約して読んで提案したいと思います。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和元年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣以下記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第3号については、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 意見書案第3号、2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出し

ます。令和元年6月19日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同、下川園子。賛成者、同、大谷元江。

2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要です。年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.3万人と、給与所得者の24.7%に達しています。道内の全労働者233万人（内パート労働者67.5万人）の内、37万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1000円に向けた目標設定合意を5年連続で表記しました。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。2019年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1、「2020年までに全国平均1000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額980円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和元年6月19日、北海道勇払郡占冠村議

会議長、相川繁治。意見書提出先、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長。以上、提案いたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第4号については、小林潤君。

○6番（小林潤君） 意見書案第4号、2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和元年6月19日提出、提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同、山本敬介。賛成者、同、児玉真澄。読み上げて提案いたします。

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書。地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では「(地方の)一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7072億円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。2020年度の政府予算と地方財政の検討にあつ

ては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。そのため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記、1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

2、2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用にあたっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実にすること。

3、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にすること。

4、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

5、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。

6、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止にむけ検討すること。

7、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじ

め、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。

8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9、2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出する。令和元年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先ですけれども、内閣総理大臣ほか記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第5号については、下川園子君。

○5番（下川園子君） 意見書案第5号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出いたします。令和元年6月19日提出、提出者、占冠村議会議員、下川園子。賛成者、同、五十嵐正雄。賛成者、同、小林潤。要約して提出いたします。

子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は2019年度分2615人増の要求を行

いましたが、1456人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのため、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていくことが必要です。

17年9月に厚労省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確

保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

記、1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に還元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出する。令和元年6月19日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長以下記載のとおりです。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第3号、2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採択します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第4号、2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採択します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第5号、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への還元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員派遣

○議長（相川繁治君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件は、お手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第19 閉会中の継続調査・所管事務調査 申出

○議長（相川繁治君） 日程第19、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時47分

◎追加日程の決定

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

お諮りします。

ただいま、村長から議案第13号、工事請負契約を締結することについての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第13号

○議長（相川繁治君） 追加日程第1、議案第13号、工事請負契約を締結することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 提案理由の説明を申し上げる前に1点、訂正をお願いいたします。ただいまお配りしました要旨に記載のあります契約相手方は、橋本川島・川端経常建設共同企業体と記載されておりますが、株式会社橋本川島コーポレーションの誤りでございます。訂正いたしますのでよろしくお願いいたします。

議案第13号、工事請負契約を締結することについて、提案の理由を申し上げます。次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容でございます。契約の目的、占冠保育所新築工事でございます。契約方法、指名競争入札。契約金額、3億4430万円。契約相手方、橋本川島・川端経常建設共同企業体。代表者、旭

川市旭町2条7丁目12番地90、株式会社橋本川島コーポレーション、代表取締役、橋本毅。以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 単純な質問になるかもしれませんが。中身に稚拙なところがあればお詫び申し上げます。保育所の新築工事ということで、この工事期間は既に決まっているかと思うんですけども、いつ着工のいつ終了か、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 藤岡議員のご質問にお答えいたします。ただいま提案しております保育所新築工事でございますが、今の段階では仮契約の状態でございます。この議決をもって契約ということになる予定でありますので、議決された後に本契約となりまして、工期は3月10日までとしております。以上です。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第13号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。令和元年第3回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 元 年 7 月 3 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次